

# 舞鶴市水防計画

舞鶴市

平成26年8月 4日 全面改訂

平成27年8月11日 一部改訂

平成28年7月 4日 一部改訂

平成29年8月 7日 一部改訂

平成30年8月21日 一部改訂

令和元年 8月27日 一部改訂

令和2年 7月 1日 一部改訂

令和3年 7月 9日 一部改訂

# 目 次

## 第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 水防計画の作成及び変更	6

## 第2章 水防組織

第1節 舞鶴市の水防組織	7
--------------	---

## 第3章 重要水防区域等

第1節 重要水防区域（箇所）	9
第2節 京都府河川重点警戒箇所	9

## 第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報	10
第2節 洪水予報河川における洪水予報、水防警報	14
第3節 水位周知河川等における水防警報 及び水位到達情報の通知・周知	16
第4節 ダム放流連絡	16

## 第5章 雨量、水位等の観測及び通報

第1節 雨量の観測及び通報	17
第2節 水位の観測及び通報	17
第3節 潮位の観測	18

第6章	気象予報等の情報収集	19
第7章	樋門の操作	
第1節	樋門の操作（洪水）	20
第2節	操作の連絡	20
第3節	連絡系統	20
第8章	通信連絡	
第1節	各機関との通信連絡系統	21
第2節	消防機関の通信連絡系統	21
第3節	市民への情報伝達	21
第4節	伝達系統途絶の場合の措置	21
第9章	水防施設及び輸送	
第1節	水防倉庫及び水防資器材等備蓄基準	22
第2節	輸送	23
第10章	水防活動	
第1節	水防活動時の安全確保等	24
第2節	舞鶴市の水防配備	25
第3節	消防機関の水防配備	25
第4節	巡視及び監視等	26
第5節	水防工法	27
第6節	活動人員の予想	28
第7節	緊急通行	28
第8節	警戒区域の指定	28
第9節	避難のための立退き	28
第10節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	31
第11章	由良川の特異状況	
第1節	増水の状況	32
第2節	水防活動	32

第3節	水防班の移動又は分駐	32
第4節	情報の周知	33
<b>第12章</b>	<b>水防配備の解除</b>	
第1節	舞鶴市の水防配備の解除	34
第2節	消防機関の水防配備の解除	34
<b>第13章</b>	<b>水防信号、身分証等</b>	
第1節	水防信号	35
第2節	身分証	35
<b>第14章</b>	<b>協力及び応援</b>	
第1節	河川管理者の協力	36
第2節	警察官の出動要請	36
第3節	自衛隊の派遣要請	36
第4節	海上保安部の出動要請	36
第5節	国、京都府との連携	37
第6節	関係機関との各種応援協定	37
第7節	住民、自主防災組織等との連携	37
<b>第15章</b>	<b>費用負担と公用負担</b>	
第1節	費用負担	38
第2節	公用負担	38
<b>第16章</b>	<b>水防活動等の報告</b>	
第1節	概況報告	40
第2節	状況報告及び水防活動報告	40
<b>第17章</b>	<b>水防訓練</b>	41
<b>第18章</b>	<b>浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</b>	
第1節	洪水対応	42
第2節	津波対応	44

## 第19章 水防協力団体

第1節	水防協力団体の指定	47
第2節	水防協力団体の業務	47
第3節	水防協力団体の水防団等との連携	47
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	47

# 第1章 総則

## 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、京都府知事から指定された指定水防管理団体たる舞鶴市が、同法第33条第1項の規定に基づき、舞鶴市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、舞鶴市の地域にかかる河川、海岸の洪水、内水、津波又は高潮の水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合であり、水防の責任を有する舞鶴市をいう（法第2条第2項）。

### 2 指定水防管理団体

水防上、公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものであり、舞鶴市は京都府知事が指定した水防管理団体である（法第4条）。

### 3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者であり、水防管理団体の長である舞鶴市長をいう（法第2条第3項）。

### 4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）であり、舞鶴市の消防機関は舞鶴市消防本部及び舞鶴管内の各消防団（20消防団）をいう（法第2条第4項）。

### 5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長であり、消防本部の長である舞鶴市消防長をいう（法第2条第5項）。

### 6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。ただし、舞鶴市は消防機関がこれにあたる。

## 7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

## 8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

## 9 洪水予報河川

国土交通大臣又は京都府知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川。

国土交通大臣又は京都府知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

舞鶴市に関係のある洪水予報河川は、由良川である。

## 10 水防警報

国土交通大臣又は京都府知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は京都府知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

舞鶴市に関係のある水防警報を発表する河川は、由良川のほか、伊佐津川、志楽川、与保呂川、米田川である。

## 11 水位周知河川

国土交通大臣又は京都府知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は京都府知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

舞鶴市内において京都府知事から指定されている水位周知河川は、伊佐津川及び志楽川である。

## 12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は京都府知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

## 13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

## 14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。水防団の出動の目安となる水位である。

## 15 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位をいう。舞鶴市長の避難準備・高齢者等避難発表の目安となる水位である。

## 16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）をいう。舞鶴市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

## 17 特別警戒水位

洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（法第13条第1項及び第2項）。国土交通大臣又は京都府知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

## 18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

## 19 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は京都府知事が指定した区域をいう（法第14条）。

### 第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のと

おりである。

## 1 舞鶴市の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等（法第15条の3）
- (7) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (8) 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (9) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (10) 警戒区域の設定（法第21条）
- (11) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (14) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (15) 避難のための立ち退き指示（法第29条）
- (16) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (17) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (18) 水防協議会の設置（法第34条）
- (19) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (20) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (22) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

## 2 京都府の責任

京都府内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### 3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10) 特別緊急水防活動（法第32条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### 4 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

## 5 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

## 6 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

## 第4節 水防計画の作成及び変更

### 1 水防計画の作成及び変更

舞鶴市は、毎年、京都府の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ水防協議会に諮るとともに、京都府知事に届け出るものとする。

また、舞鶴市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

### 2 水防協議会の設置

舞鶴市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を審議させるため、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例に定めるものとする。

### 3 大規模氾濫減災協議会

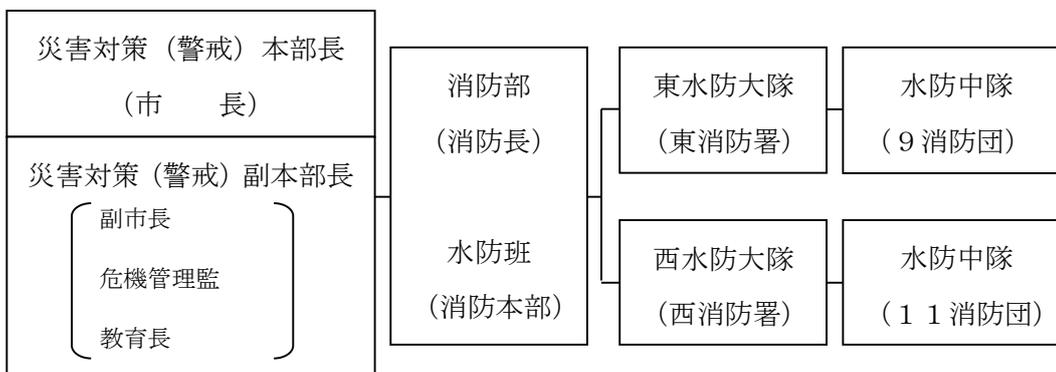
国土交通大臣が組織する由良川減災対策協議会及び、京都府知事が組織する京都府減災対策協議会における協議事項を反映させるなど、水防計画の内容の充実に努めることとする。

## 第2章 水防組織

### 第1節 舞鶴市の水防組織

- 1 舞鶴市において、水防活動の必要が生じたときは、舞鶴市災害対策本部規程の定めるところにより、その活動を統括するための水防班を消防部に設置し、消防署に水防大隊、また、消防団に水防中隊を編成する。
- 2 水防大隊及び水防中隊名は、消防署及び消防団名を冠称する。
- 3 災害対策（警戒）本部が設置されたときは、同本部長の指揮下に編入され、その事務を処理する。

(水防部隊)



(水防体制における消防部の事務分掌)

水防班 (消防本部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防関係情報の収集及び伝達</li> <li>2 気象、津波、高潮、洪水等の予報又は警報の受信及び伝達</li> <li>3 水防指令の伝達</li> <li>4 水防活動の指揮</li> <li>5 消防職員、消防団員の非常招集</li> <li>6 防災通信の運用及び維持</li> <li>7 京都地方気象台等との連絡</li> <li>8 調査報告及び記録</li> <li>9 その他特に必要なこと</li> </ol>
水防大隊 (各消防署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の救助に関すること</li> <li>2 河川その他の警戒巡視</li> <li>3 水防活動の実施及び被害状況の調査</li> <li>4 財産の保護</li> <li>5 水防関係資料の収集と報告</li> <li>6 一般への広報</li> <li>7 水防資器材の点検整備並びに調達輸送</li> <li>8 遺体の捜索及び収容</li> </ol>
水防中隊 (各消防団)	水防大隊に準じる。

4 水防活動の必要が生じたときとは次に掲げる場合をいう。

(1) 舞鶴市に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定による水防活動の利用に適合する予報及び警報が発表された場合。

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する予報及び警報	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報 水防活動用 気象警報 水防活動用 気象警報	大雨注意報 大雨警報 大雨特別警報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報 水防活動用 洪水警報	洪水注意報 洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報 水防活動用 津波警報 水防活動用 津波警報	津波注意報 津波警報 津波特別警報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき 津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表）
水防活動用 高潮注意報 水防活動用 高潮警報 水防活動用 高潮警報	高潮注意報 高潮警報 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

(2) 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所と京都地方気象台が共同で発表する由良川洪水予報（洪水警報、洪水注意報）が発表された場合（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）。

(3) 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所から由良川水防警報が発表された場合（法第 16 条）。

(4) 京都府中丹東土木事務所から伊佐津川、志楽川、与保呂川及び米田川の各水防警報が発表された場合（法第 16 条）。

(5) 海岸または港湾が、津波、高潮及び波浪等によって相当な被害を生じるおそれがある場合。

(6) ため池または堤の堤防が決壊若しくは決壊するおそれがある場合。

## 第3章 重要水防区域等

### 第1節 重要水防区域（箇所）

舞鶴市内の河川のうち、洪水の場合において公共上に及ぼす影響の大きいものを本計画上の重要水防区域（箇所）として、次のとおり示す。

- 1 京都府重要水防区域は資料1・資料4・資料5・資料6のとおりである。
- 2 由良川水系直轄河川重要水防箇所は資料2・資料6の2・資料6の3のとおりである。

### 第2節 京都府河川重点警戒箇所

舞鶴市内の河川のうち、高さ2m以上の築堤に面し、複数の人家がある河川重点警戒箇所は資料3・資料4・資料5のとおりである。

# 第4章 予報及び警報

## 第1節 気象庁が行う予報及び警報

### 1 京都地方気象台が発表又は伝達する予報及び警報

京都地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがある場合は、気象業務法第14条の2第1項に基づき予報及び警報を発表する。

### 2 予報及び警報の発表基準

#### (1) 大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報の発表基準

種別	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	警戒レベル
大雨注意報	北部	舞鶴・綾部	舞鶴市	8	86	警戒レベル2 避難行動を確認
大雨警報	北部	舞鶴・綾部	舞鶴市	16	121	警戒レベル3相当 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合					警戒レベル5相当 命を守るための最善の行動をとる
【備考】	※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示す。					

#### (2) 洪水注意報、洪水警報の発表基準

種別	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値)	指定河川洪水予報による基準	警戒レベル  (避難行動を確認)
洪水注意報	北部	舞鶴・綾部	舞鶴市	八戸地川流域=4.1 久田美川流域=5.3 岡田川流域=7 桧川流域=8.8 平川流域=3.7 滝川流域=4.8 宇谷川流域=3.2 池内川流域=10.4 河辺川流域=7 志楽川流域=6.3 祖母谷川流域=6.1 与保呂川流域=7.6 伊佐津川流域=14.8 高野川流域=4.6 福井川流域=3.7 野原川流域=5.6 米田川流域=3.2	由良川流域=5、24.3 八戸地川流域=7、3.3 久田美川流域=7、4.2 岡田川流域=5、6.5 桧川流域=7.7 平川流域=7、2.6 滝川流域=7、3.8 宇谷川流域=7、2.6 池内川流域=5、10.4 河辺川流域=5、4.8 志楽川流域=5、6.3 祖母谷川流域=5、5.7 与保呂川流域=5、7.6 伊佐津川流域=5、14.3 高野川流域=5、4.2 福井川流域=5、3.6 野原川流域=7、4.5 米田川流域=5、3.2	由良川下流 〔福知山〕	警戒レベル2

洪水 警報	北部	舞鶴 ・ 綾部	舞鶴市	八戸地川流域=5.2 久田美川流域=6.7 岡田川流域=8.8 桧川流域=11.1 平川流域=4.9 滝川流域=6 宇谷川流域=4.1 池内川流域=13.1 河辺川流域=8.8 志楽川流域=8.2 祖母谷川流域=7.7 与保呂川流域=9.6 伊佐津川流域=18.5 高野川流域=5.8 福井川流域=4.7 野原川流域=7 米田川流域=4.1	由良川流域=7、38.5 岡田川流域=7、8.2 平川流域=7、3.7 宇谷川流域=7、3.6 志楽川流域=7、8.2 祖母谷川流域=7、6.4 与保呂川流域=7、8.6 伊佐津川流域=11、16 高野川流域=13、4.7 米田川流域=7、3.7	由良川下流「福知山」	(避難準備が整い次第、避難開始) 警戒レベル3相当 (高齢者等は速やかに避難)
【備考】	<p>※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。</p> <p>※流域雨量指数基準及び複合基準は、主な河川について記載している。</p> <p>※流域雨量指数基準の欄中、「○○川流域=○○」は、「○○川流域の流域雨量指数○○以上」を意味する。</p> <p>※複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値）の欄中、「○○川流域=○○、△△」は、「○○川流域の表面雨量指数○○以上かつ流域雨量指数△△以上」を意味する。</p> <p>※「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、「指定河川である○○川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報（氾濫警戒情報又は氾濫危険情報）の発表基準を満たしている場合に洪水注意報（洪水警報）を発表する」ことを意味する。注：（ ）内は洪水警報の場合</p>						

(注1) 舞鶴市の属する府県予報区は「京都府」、一次細分区域は「北部」、市町村等をまとめた地域は「舞鶴・綾部」である。

(注2) 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

(注3) 土壌雨量指数は、大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

(注4) 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。

(3) 津波注意報、津波警報、大津波警報の発表基準

種別	津波予報区	発表基準	津波の高さの予想の区分 (単位：m)	発表される津波の高さ	
				数値での発表	巨大地震の場合の発表
津波注意報	京都府	予想される津波の高さが高いところで、0.2 m以上、1 m以下であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 ≤ 高さ ≤ 1	1m	表記しない

津波警報	京都府	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下である場合	1<高さ≤3	3m	高い
大津波警報	京都府	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	3<高さ≤5	5m	巨大
			5<高さ≤10	10m	
			10<高さ	10m超	
【備考】	<p>※津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>※津波の高さの予想の区分の「高さ」は「予想の高さ」である。</p>				

(注) 京都府の津波予報区は「京都府」である。

#### ア 津波情報

津波注意報、津波警報、大津波警報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。津波情報の種類は、次のとおりである。

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区 <sup>※(1)</sup> の津波の到達予想時刻・予想される津波の高さを発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点 <sup>※(2)</sup> の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻・高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
【備考】	<p>津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。</p>	

(注1) ※(1)津波予報区は「京都府」である。

(注2) ※(2)京都府内の地点は「舞鶴」である。

## イ 津波予報

地震発生後、津波が予想されないときや予想される津波の高さが0.2m未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

### (4) 高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報の発表基準

種別	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準	警戒レベル
高潮注意報	北部	舞鶴・綾部	舞鶴市	0.7m	警戒レベル2 避難行動を確認  ※高潮警報への切り替えに言及されている場合 → 警戒レベル3相当 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難
高潮警報	北部	舞鶴・綾部	舞鶴市	0.7m	※暴風警報発表の場合 → 警戒レベル4相当 速やかに避難
				1.0m	警戒レベル4相当 速やかに避難
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合				
【備考】	※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。				

### (5) 気象情報の発表基準

京都地方気象台が発表する水防活動に関係する情報は次のとおりである。

種類	基準・内容など
記録的短時間大雨情報（気象庁発表）	大雨警報発表中に1時間に90mm以上の大雨を観測、解析し、危険度分布で「非常に危険（警戒レベル4相当以上）」が出現したときに、「京都府記録的短時間大雨情報」の標題で発表する。
台風に関する気象情報	台風による災害が予想される場合に「（令和〇〇年）台風第△号に関する京都府気象情報」の標題で発表する。
大雨に関する気象情報	大雨により災害が予想される場合、また雨に関する警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対策への支援をより効果的にするため、現象の推移や観測成果、防災上の注意事項などを具体的に周知することが必要であるときに、「大雨に関する京都府気象情報」の標題で発表する。
顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って、「顕著な大雨に関する京都府気象情報」の標題で発表する。
その他の気象情報	水防活動に密接に関連する現象について、「（異常現象名）に関する京都府気象情報」の標題で発表する。

## 3 連絡系統

気象庁が行う予報及び警報等の連絡系統は資料7のとおりである。

## 第2節 洪水予報河川における洪水予報、水防警報

### 1 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

- (1) 京都府知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、舞鶴市長及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる（法第10条）。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、国土交通大臣から関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知する（法第13条の4）。

発表する情報の種類及び発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準	警戒レベル
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、又は、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、又は、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2相当 避難行動を確認
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	警戒レベル3相当 避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき、又は、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	警戒レベル4相当 速やかに避難
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、又は、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5相当 命を守るための最善の行動をとる

### (2) 洪水予報を行う河川名、区域

予報 区域名	河川名	区 域
由良川 中流	由良川	左岸 綾部市野田町西ノ谷105番地先 から福知山市前田地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷6番地先 から福知山市猪崎地先まで
由良川 下流	由良川	左岸 福知山市前田地先 右岸 福知山市猪崎地先 から海まで
	土師川	左岸 福知山市字堀地先 右岸 福知山市字土師地先 から幹川合流点まで

### (3) 洪水予報の対象となる基準観測所

観測 所名	位置	地先名	水防団 待機水位 (通報)	氾濫 注意水位 (警戒)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (特別警戒)	計画高 水位
あやべ 綾部	北緯 35° 18' 04 " 東経 135° 16' 00 "	綾部市 味方町	2.00	3.50	5.00	6.00	8.12
ふくち やま 福知山	北緯 35° 18' 16 " 東経 135° 07' 28 "	福知山 市寺町	2.00	4.00	5.00	5.90	7.74

(4) 洪水予報の対象となる基準観測所以外の観測所（舞鶴市内）

観測所名	位置	地先名	水防団 待機水位 (通報)	氾濫 注意水位 (警戒)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (特別警戒)	計画高 水位
にしじま 西島	北緯 35° 29' 01 " 東経 135° 16' 58 "	舞鶴市 蒲江					
おおかわ ばし 大川橋	北緯 35° 27' 06 " 東経 135° 16' 12 "	舞鶴市 上東	2.50	3.50			
じとう 地頭	北緯 35° 29' 01 " 東経 135° 16' 58 "	舞鶴市 地頭	3.50				

(5) 洪水予報の担当官署

ア 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所

イ 京都地方気象台

(6) 連絡系統

洪水予報の連絡系統は資料8のとおりである。

2 国土交通省が行う水防警報

- (1) 京都府知事は、国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する（法第16条）。  
水防警報の種別及び発表基準は次のとおりである。

	発表基準	発表時期	
		福知山	綾部
第1段階 (待機)	水防要員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する5時間前	氾濫注意水位に達する5時間前
第2段階 (準備)	水防資材の点検、水防活動の準備に対して行われるもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する3時間前	氾濫注意水位に達する3時間前
第3段階 (出動)	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する1時間前	氾濫注意水位に達する1時間前
第4段階 (解除)	水防活動終了の通知を行う。	水防活動の終わるとき。	水防活動の終わるとき。

(2) 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
由良川	左岸 綾部市野田町西ノ谷105番地先 右岸 綾部市味方町鷺谷6番地先 から海まで

(3) 水防警報の対象となる基準観測所

観測所名	位置		水防団 待機水位 (通報)	氾濫 注意水位 (警戒)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (特別警戒)	計画高 水位
	基準観測所	料標					
綾部	綾部市味方町	河口より 51.90km	2.00	3.50	5.00	6.00	8.12
福知山	福知山市寺町	河口より 36.60km	2.00	4.00	5.00	5.90	7.74

(4) 水防警報の担当官署

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所

(5) 連絡系統

水防警報の連絡系統は、洪水予報河川における洪水予報の連絡系統に準ずる。

第3節 水位周知河川等における水防警報及び水位到達情報の通知・周知

1 水防警報

京都府知事は、指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、水防警報を公表し、その警報事項等を関係機関に通知する（法第16条）。

種別	発表時期
水防警報（準備）	水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
水防警報（出動）	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
水防警報（解除）	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき。

2 氾濫危険水位（特別警戒水位）にかかる水位到達情報の通知・周知

京都府知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知する（法第13条第2項）。

3 水防警報及び水位到達情報の通知・周知の対象となる河川名、区域等

河川名	区域	対象水位観測所（m）							指定年月日	
		名称	所在地	水防団待機水位（通報）	氾濫注意水位（警戒）	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒）	堤防高	水防警報	水位到達情報
伊佐津川	起点：池内川合流点 終点：海	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29	H13.7.10	H17.7.1
志楽川	起点：鹿原川合流点 終点：海	志楽川	舞鶴市字田中町50地先	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02	H17.7.29	H19.5.30
与保呂川	起点：菅坂川合流点 終点：海	行永	舞鶴市字行永2066の2	1.00	1.60				H24.9.4	
米田川	起点：起点 終点：伊佐津川合流点	米田川	舞鶴市字上安	0.45	0.80			2.19	H26.6.13	

4 水防警報等の担当官署

京都府中丹東土木事務所

5 連絡系統

- (1) 伊佐津川、志楽川の水防警報、水位到達情報の連絡系統は資料9のとおりである。
- (2) 与保呂川、米田川の水防警報の連絡系統は資料10のとおりである。

第4節 ダム放流連絡

ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって、河川の流水の状況に著しい変化が生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。

舞鶴市に関係のあるダムは次のとおりである。

河川名	ダム名	担当官署	ダム放流連絡系統
由良川	大野ダム	京都府	資料11
	和知ダム	関西電力株式会社	資料12

# 第5章 雨量、水位等の観測及び通報

## 第1節 雨量の観測及び通報

1 雨量の観測は、大雨や洪水に関する注意報及び警報の発表をもって毎時観測を開始する。

なお、降雨の状況等により、特に必要があると認められるときはこの限りでない。

2 雨量は、次に掲げる(1)、(2)の雨量観測所における情報を収集し、雨量の把握を行う。舞鶴市が設置する雨量観測所の雨量は「雨量観測記録表」(資料13)に記録する。

(1) 舞鶴市が設置する雨量観測所及び観測責任者については次のとおりである。

観測場所	観測責任者	連絡方法
与保呂浄水場	水道整備課長	電話 75-5576 (上福井浄水場) ※業務受託者が対応
二箇取水場		
西消防署	警備課長	電話 77-0119
東消防署	警防課長	電話 65-0214 (警防課)
中出張所	警備係長	電話 64-0119

(2) 国及び京都府が設置する雨量観測所及び管理者等については次のとおりである。(京都府雨量水位観測システム)

観測場所	管理者等
舞鶴 (舞鶴市下福井)	京都地方気象台
大川橋 (舞鶴市上東)	国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所
舞鶴 (舞鶴市浜)	京都府中丹東土木事務所長
二ツ橋 (舞鶴市大内)	
下漆原 (舞鶴市八戸地)	
空山 (舞鶴市観音寺)	
西神崎 (舞鶴市西神崎)	
松尾 (舞鶴市松尾)	

3 観測は、大雨及び洪水の注意報、警報が解除された時点をもって終了とする。

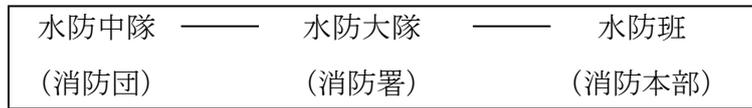
なお、観測を継続する必要があると認められるときはこの限りでない。

## 第2節 水位の観測及び通報

1 水位の観測は、水防団待機水位(通報水位)に達したときから開始し、氾濫危険水位(特別警戒水位)又は水位標最高水位以上に達した場合は、観測員を常駐させ、観測及び通報を実施する。

なお、降雨の状況等により、特に必要があると認められるときは、水防団待機水位(通報水位)に達する前から開始する。

- 2 水位の情報は、国土交通省及び京都府が設置する水位観測システム（テレメーター）からデータを入手する。
- 3 水位観測システムが設置されていない河川において、降雨の状況等により水位の観測及び通報が必要と認められる場合、又は観測システムに障害が生じた場合は、観測員を派遣し、又は常駐させ、下記系統図に従って適時水位の観測及び通報を実施する。



- 4 由良川下流域の水位状況を把握するために必要があるときは、係員を福知山市内にある防災関係機関に常駐させる。
- 5 観測の終了は、水防配備の解除に準ずるが、観測を継続する必要があると認められる場合はこの限りでない。
- 6 舞鶴市内にある水位観測位置は資料 1 4 及び資料 1 5 のとおりとする。

### 第 3 節 潮位の観測

- 1 潮位の観測は、高潮に関する予警報及び情報の発表をもって開始する。  
 なお、台風の接近等、潮位の観測について特に必要があると認められる場合はこの限りでない。
- 2 潮位は、警防課における観測システムのほか、気象庁等が発表する情報を収集し把握する。

## 第6章 気象予報等の情報収集

舞鶴市又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認める時は、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

各種情報については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認する。

情報名	機関名	ウェブサイト名
気象情報 全般	気象庁	気象警報・注意報
		危険度分布（キキクル） 土砂・浸水・洪水
		雨雲の動き
		アメダス
		海洋情報（潮位、波浪観測情報）
雨量 河川水位	国土交通省	川の防災情報
	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	由良川リアルタイム防災情報
	京都府建設交通部 砂防課	京都府河川防災情報
潮位	国土交通省港湾局	リアルタイム ナウファス （全国港湾海洋波浪情報網）
	海上保安庁 海洋情報部	リアルタイム験潮データ （全国潮位情報）

※ 公共機関による主な情報発信サイトをまとめたもの

# 第7章 樋門の操作

## 第1節 樋門の操作（洪水）

樋門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

由良川輪中堤に係る水防上重要な樋門は次のとおりである。

地区名	樋門名称	管理者	河川名等	
			河川名	種別
水間	水間下樋門	舞鶴市	排水路	—
	土佐川樋門	国土交通省	土佐川	一級河川
上東	奥谷川樋門	国土交通省	奥谷川	普通河川
下東	佐織谷川樋門	国土交通省	佐織谷川	普通河川
	一ノ木川樋門	舞鶴市	一ノ木川	普通河川
三日市	水田谷川樋門	国土交通省	水田谷川	普通河川
大川	丸田川樋門	国土交通省	丸田川	一級河川
	八戸地川樋門	国土交通省	八戸地川	一級河川
志高	志高長野樋門	舞鶴市	薬師川	普通河川
	志高中央樋門	国土交通省	間川	普通河川

## 第2節 操作の連絡

樋門の管理者は、各施設の操作要領等に基づき、閉鎖等の操作情報を直ちに関係機関等に連絡するものとする。

## 第3節 連絡系統

由良川輪中堤の樋門警戒体制連絡系統は、資料16に従って実施し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

## 第8章 通信連絡

### 第1節 各機関との通信連絡系統

関係機関との通信連絡系統は資料17のとおりである。

### 第2節 消防機関の通信連絡系統

水防活動上必要な消防機関の通信連絡系統は次のとおりである。

系統別	連絡系統
消防機関の通信連絡系統	資料18
消防機関の無線通信系統	資料19
由良川洪水時の無線通信系統	資料20

### 第3節 市民への情報伝達

市民への情報伝達及びその手段等については次のとおりである。

情報伝達及び手段	伝達系統等
市民等への情報伝達系統	資料21
有線放送施設設置地区一覧	資料22

(注1) 洪水警報、洪水注意報にかかる広報については、第3章に示す区域の関係住民に対し重点的に行う。

(注2) 市民への情報伝達は、予想される事態及びこれに対してとるべき措置も併せて実施する。

(注3) 有線放送施設設置地区は、積極的にその活用を図るものとする。

### 第4節 伝達系統途絶の場合の措置

電話回線が途絶・輻輳するなど、有線系での情報収集や伝達が停滞した場合は、無線や衛星系システムなど、多様な手段の確保を図る。

## 第9章 水防施設及び輸送

### 第1節 水防倉庫及び水防資器材等備蓄基準

#### 1 水防倉庫

- (1) 水防倉庫は、水防用器具及び資材等を備蓄するものとする。
- (2) 大きさは床面積33㎡以上とし水防活動に便利な所に設置するものとする。
- (3) 水防倉庫設置場所は次のとおりである。

設置場所	設置棟数
松陰（西消防署）	1

#### 2 資材・器材

- (1) 品目・数量は次の基準とする。

品名	数量	品名	数量	品名	数量
なた	25	掛矢	20	鉄線	210kg
かま	55	ペンチ	25	くぎ	110kg
スコップ	130	麻、ナイロン袋	12,000	つるはし	30
たこ槌	5	PPロープ	50巻	コンパネ	130
金槌	20	のこぎり	50	一輪車	10
木杭（長さ2m）	675	鉄杭（長さ1.5m）	140		
ビニールシート（5.4m×5.4m、5.4m×3.6m、5.4m×2.7m）					400

- (2) 救助舟の配置状況は次のとおりである。

管轄	数	配置場所	格納責任者
岡田上消防団	3	桑飼下地内桑飼下公民館北西側格納庫 宇谷地内積載車車庫西側格納庫 地頭地内岡田上消防団車庫屋外	岡田上 消防団長
岡田中消防団	1	岡田由里地内小型ポンプ格納庫西側格納庫	岡田中 消防団長
岡田下消防団	3	真壁地内救助舟格納庫 久田美地内駐在所跡地格納庫 志高地内岡田下消防団車庫内	岡田下 消防団長
八雲消防団	4	水間地内地区作業場内（旧農協倉庫） 八田地内公民館北側屋外 丸田東地内地区作業場内 上東地内公民館内	八雲 消防団長
東消防署	1	東消防署	東消防署長
東消防署中出張所	2	東消防署中出張所	中出張所長
西消防署	1	西消防署	西消防署長

- (3) 救命ボート等の配置状況は次のとおりである。

配置場所	数	種類	格納責任者
東消防署	1	水陸両用車（8輪バギー）	東消防署長
	1	救命ボート（FRP製）	
	1	救命ボート（ゴム製）	
	1	高機能救命ボート（ゴム製）	

(4) 排水ポンプ車の配置状況は次のとおりである。

配置場所	数	諸元性能	管理者
土木管理センター	1	全長 7,690 mm 全幅 2,285 mm 全高 2,690 mm 30 m <sup>3</sup> /分 (7.5 m <sup>3</sup> /分ポンプ 4 基搭載)	市建設部 土木課

### 3 水防用資器材の確保と補充

- (1) 水防用資器材の中で、腐食し、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるものとする。
- (2) 水防用資器材は、最悪の場合を考慮して、あらかじめ収集の方法を講じておくものとし、応急調達計画は資料 2 3 のとおりとする。

## 第 2 節 輸送

物資及び避難者の輸送については次のとおりである。

- 1 水防に要する輸送のための舟車の徴用について、水防大隊長（消防署長）は事前に「舟車徴用承諾書」（資料 2 4）により承諾をとっておくものとする。
- 2 舟車徴用計画は資料 2 5 のとおりとする。
- 3 輸送車両の配置は次表のとおりとする。

車両別 配置場所	消防自動車	トラック	緊急資器材搬送トラック	小型トラック	救急車	バス	広報車	指揮車・指令車	小型動力ポンプ付積載車	要配慮者搬送用車両	小型動力ポンプ搬送車	備考
消防本部	1				1			2		1		
東消防署	6		1		2			2		1		
西消防署	4		1		2			1		1		
消防団	18								8		13	
市役所		3		1	1	5	25			3		

# 第10章 水防活動

## 第1節 水防活動時の安全確保等

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

### 1 水防活動上の安全確保

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動はラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防活動に従事する者に配付し、安全確保のための研修を実施する。

### 2 水防活動上の留意事項

舞鶴市における水防活動上の留意事項は次のとおりである。

- (1) 谷が浅いため降雨から出水まで時間的な余裕がない。
- (2) 出水時と高潮が重なって被害が大きくなることがある。
- (3) 由良川の特異事項については第11章に示す。

## 第2節 舞鶴市の水防配備

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の配備区分により水防事務を処理するものとする。

(舞鶴市災害対策本部規程 別表第2 災害対策要員配備区分 風水害等の場合)

配備区分	動員判断基準	体制の内容	配備体制
(準備体制)	気象情報等から大雨、暴風等による被害が予想される場合	各部署において情報共有を図り、状況により速やかに1号配備に移行できる体制とする。	各部長 状況に応じ必要と認める各部署員
1号配備 (警戒体制)	大雨、暴風等の警報が発表され警戒を必要とする場合又は小規模な災害が発生した場合	災害に対する警戒体制又は発生した小規模な災害に対処できる人員を確保し、状況により速やかに2号配備に移行できる体制とする。	本部員 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
2号配備 (非常体制)	大雨、暴風等の特別警報が発表され、特別な警戒を必要とする場合又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	1号配備のほか、関係各班において更に必要と認める人員を確保し、いつでも3号配備に移行できる体制とする。	本部員 次長及び班長 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
3号配備 (緊急体制)	大規模な災害が発生した場合又は発生することが予想される場合	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	全員
上記以外の場合		その都度本部長が指示する体制	

## 第3節 消防機関の水防配備

消防機関は、第2章第1節1をもって水防体制に移行し、その危険が解消されるまでの間は、次の配備区分により水防事務を処理するものとする。

配備区分	配備基準	各消防署の体制	消防団
事前水防体制	・水防に関する予報警報の通知を受けた場合 ・災害対策本部長等が必要と認めた場合	・当務員は水防体制に移る ・非直員等は自宅待機	関係消防団へ通知
1号水防体制	・河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達するおそれがある場合 ・高潮及び津波の危険が予想される場合	・当務員は水防配備 ・非直員等の一部を非常招集するとともに、他の職員は自宅待機	関係消防団員は自宅待機
2号水防体制	・河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達するおそれがある場合	・当務員は水防配備 ・非直員等全員を非常招集	関係消防団員に出動を指示

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報が発表された場合</li> <li>・高潮警報が発表された場合</li> <li>・ため池等の堤防が決壊するおそれがある場合</li> </ul>		
3号水防体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）又は水位標最高水位に達するか達するおそれがある場合</li> <li>・ため池等の堤防が決壊するなどして市域に大きな被害が出ると予測される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員による水防活動を実施</li> <li>・水位観測位置に観測員を常駐させる。</li> </ul>	全消防団員による水防活動を実施
その他	災害対策本部長等は、前各項以外の場合でも必要と認めるときは、消防団の出動を命ずることがある。		

※各消防署の非常招集については、各消防署の非常招集計画及び本計画の水防信号による。

## 第4節 巡視及び監視等

### 1 平常時

舞鶴市長又は消防長（以下「舞鶴市長等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記にかかる求めを受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を舞鶴市長に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合においても、必要な措置を行うとともに、措置状況を舞鶴市長に報告するものとする。

舞鶴市長等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### 2 出水時

#### (1) 洪水

舞鶴市長等は、水防配備体制を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に報告するとともに、水防活動を実施するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

オ 樋門からの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 高潮時

舞鶴市長等は、水防配備体制を指令したときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して、海岸等の監視及び警戒を厳重にするとともに、過去の被害データによる浸水予想地区、その他重要な箇所を中心として巡視及び調査を実施するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見した時は、自身の安全及び避難を優先して水防活動を実施するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 海側また、川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(3) 津波時

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

ア 遠地津波

(ア) 原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

(イ) 襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

イ 近地津波

(ア) 原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

(イ) 近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第5節 水防工法

水防活動を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防活動を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法は、資料26のとおりである。

## 第6節 活動人員の予想

主要河川別の監視員並びに水防活動に従事できる人員を次のとおり予定し、予想する。

河川名	消防職員	消防団員	計
志楽川	7	7 9	8 6
祖母谷川	7	5 5	6 2
与保呂川	1 2	5 7	6 9
朝来川	4	5 5	5 9
伊佐津川	9	1 1 0	1 1 9
米田川	6	3 4	4 0
池内川	2	5 5	5 7
高野川	4	4 9	5 3
岡田川	3	6 8	7 1
由良川	1 0	1 8 9	1 9 9
久田美川	3	6 3	6 6

## 第7節 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者等は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができるものとする。

### 2 損失補償

緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第8節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第9節 避難のための立退き

### 1 避難情報（高齢者等避難及び避難指示）

(1) 舞鶴市長は、風水害等により著しい危険が切迫していると認められるときは、その区域内の市民に対し避難の準備及び指示を行うものとする。

- (2) 避難情報（高齢者等避難及び避難指示）は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所、京都地方気象台及び京都府中丹東土木事務所等の情報をもとに舞鶴市長が発令することを原則とし、特に由良川流域については、大川橋水位及び福知山水位の増水量を発令時期の判断の参考とする。
- (3) 緊急を要してやむを得ない場合は、水防大隊長又は水防中隊長が避難指示等を行うことができる。ただし、事後すみやかにその状況を舞鶴市長等又は所轄大隊長に報告しなければならない。
- (4) 災害対策本部長は、避難状況等を舞鶴警察署長に連絡するものとする。

## 2 水害の避難判断基準

気象予報（京都府北部）で総雨量 200mm 以上が予想される場合で、次のとおりとする。

種類	発令時の状況	呼びかけの内容例	警戒レベル
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇川水防警報「準備」発令時、今後の降雨量や水位の上昇等の状況により発令</li> <li>〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）発表時</li> <li>水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した時、今後の降雨量や水位の上昇等の状況により発令</li> </ul>	<p>〇〇川が増水しています。避難の準備をしてください。体の不自由な人、高齢の方は、避難をしてください。（自主避難）</p>	3
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇川水防警報「出動」発令時、今後の降雨量や水位の上昇等の状況により発令</li> <li>〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）発表時</li> <li>水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達し、今後の降雨量や河川水位の上昇等の状況により発令</li> </ul>	<p>〇〇川が氾濫する危険があります。直ちに避難を開始してください。（サイレン使用）（命令）</p>	4

(注) 避難情報については、情報伝達に 30 分、避難の準備に 30 分、避難の移動時間 30 分の合計 1 時間 30 分を要するとして、水位の上昇率や今後の雨量情報等を考慮して発令するものとする。

ただし、東西市街地においては、谷が浅いため、降り始めから比較的短時間に増水することがあるため、状況によっては、高齢者等避難を省いて避難指示を発令することがある。

## 3 土砂災害の避難判断基準

土砂災害監視システムを活用するとともに、気象情報や河川の増水状況と併せ必

要な警戒、避難情報の発令を行う。

避難情報	判断基準 ※原則、大雨警報（土砂災害）発表中	発表地域 （地域詳細※1）	とるべき行動	警戒 レベル
高齢者等 避難	① 土砂災害警戒情報発表 土砂災害危険度分布（非常に危険：うす紫）	土砂災害危険度分布（うす紫） のメッシュが含まれる地域ごと	≪高齢者等※2≫ ●避難開始  ≪高齢者等以外≫ ●情報収集 ●避難の準備 ●自主避難	3
避難指示	① 記録的短時間大雨情報 （高齢者等避難発表基準事象が発生している 場合）	発表地域が含まれる地域ごと	≪全員≫ ●避難開始 ●垂直避難 （屋外への避難が 危険な場合）	4
	② 土砂災害危険度分布（極めて危険：濃い紫）	土砂災害危険度分布（濃い紫） が含まれる地域ごと		
	③ 土砂災害警戒情報発表かつ、土砂災害事象 の覚知	事象発生場所が含まれる地域 ごと		

※1 東大浦、西大浦、朝来、志楽、倉梯、与保呂、祖母谷、新舞鶴、中舞鶴、明倫・吉原（旧舞鶴）、余内、四所、高野、池内、中筋、岡田上、岡田中、岡田下、八雲、神崎

※2 高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等をいう（避難を支援する者を含む）。

※3 避難情報の発表判断基準等については、あくまでも一定の目安であり、累積雨量や今後の雨雲の状況及び降雨量の予想などを総合的に考慮して、市長が判断する。

#### 4 避難の方法等

- (1) 避難情報の伝達は、水防信号(第4信号)に併せて広報車及び防災行政無線（資料27）、有線放送などあらゆる手段（資料21）を講じて行い、その災害の状況、各避難場所、避難の方法などを市民に周知徹底するものとする。
- (2) 急激な増水等により避難所への移動が危険な場合は、安全な場所と空間を確保するために垂直避難(自宅等)を行うなど、状況に応じた避難の方法も考慮するものとする。
- (3) 避難に際しては、病弱者、障害者及び高齢者、乳幼児などを優先して避難させなければならない。
- (4) 誘導員は、避難者を鎮静し、安全かつ迅速に避難させるよう全力をつくさなければならない。

- (5) 避難者の輸送には、行動可能な限り自動車等を使用し、これが使用不能になったときは、舟車徴用計画若しくは状況により、舞鶴市地域防災計画の定めるところにより、輸送をするものとする。
- (6) 避難にあたっては、水防大隊長は舞鶴警察署長と協議のうえ緊密な連絡を保持しなければならない。
- (7) 水防大隊長は、避難の状況を適宜、災害対策本部長等に報告しなければならない。

## 5 避難場所の指定

各避難所の指定については次のとおりである。

各 避 難 所	指定場所
自 主 避 難 所	資料 2 8
拠 点 避 難 所	資料 2 9
準 拠 点 避 難 所	資料 3 0
地 域 避 難 所	資料 3 1
津 波 避 難 場 所	資料 3 2
福 祉 避 難 所	資料 3 3

## 第10節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

### 1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ため池が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、災害対策本部長は直ちに京都府中丹東土木事務所及び京都府中丹広域振興局並びにその他関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

### 2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した時は、関係機関は協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

# 第 1 1 章 由良川の特異状況

## 第 1 節 増水の状況

- 1 由良川は上流の降雨量に大きく影響されるので、各河川の状況と切り放して単独的に考慮しなければならない。
- 2 増水し始めると短時間に急激に水量を増し、加佐地区流域一帯は濁流の海と化す。
- 3 由良川福知山市域において増水頂点に達してから約 4～5 時間後に加佐地区における水量が最高に達することが多い。
- 4 由良川流域では、京都府北部での総雨量又は 24 時間雨量が 200 mm 以上と予測される場合には道路浸水が発生するおそれがある。

## 第 2 節 水防活動

- 1 相当な増水の場合は、各支流河川との水位差が同水位となり、1 箇所水があふれると、それがつなぎとなって予想も及ばないほどの範囲に広がり、資材確保、人員及び時間的余裕がないなど、水防工法は不可能に近い。  
したがって、人命救助、財産の保護、橋梁確保などはその状況に応じ、かつ緩急順序にしたがって優先的に有効な方法をとらなければならない。
- 2 由良川の中・下流部における、これまでの水災害の状況を踏まえ、輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、立地規制など、様々な水防災・治水対策が進められているが、水防活動に際しては、本計画第 1 0 章第 1 節に示す各事項を遵守しつつ、住民への早期の避難・撤退を視野に入れた活動を実施する。

## 第 3 節 水防班の移動又は分駐

- 1 上流にある防災関係機関と連絡を密にし、増水状況をよく把握して即応体制を整えておくこと。
- 2 増水が他の河川より相当時間遅れることが予想できるので、加佐地区以外の水防状況及び体制を勘案のうえ、必要ある場合は水防班の一部、又は全部を加佐地区に移すことがある。

また、この場合、情報の収集、伝達並びに水防部隊の指揮連絡等のため移動無線機を加佐地区派遣の水防部隊に、次の要領により配属するものとする。

- (1) 「舞消西 1 0」 加佐分室へ配置
- (2) 「舞消西 2 5」 旧岡田上小学校へ配置

(3) 「舞消西 2 2」 大川橋へ配置

3 由良川沿川における冠水時の通行規制連絡系統は資料 3 4 のとおりである。

#### 第 4 節 情報の周知

- 1 この地区は、由良川上流地区の増水状況を迅速的確に伝達することが被害軽減のため最も重要であることから、同地区専用に応報車を集中的に配置し、地区民に対し広報の徹底を期するよう処置する。
- 2 広報車による情報提供と併せて、防災行政無線により降雨、水位情報等についてきめ細やかな対応を必要とする。特に具体的な増水状況の周知が重要である。
- 3 増水時は、各種の情報が流されて地区民が選択に迷う場合が多いので、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所と京都地方気象台が共同で発表する由良川洪水予報、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所が発表する由良川水防警報を中心としたものとする。

## 第12章 水防配備の解除

### 第1節 舞鶴市の水防配備の解除

舞鶴市長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき、台風の接近がそれたなど、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

### 第2節 消防機関の水防配備の解除

消防機関における水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、舞鶴市長が水防配備解除の指令をしたときとする。

解除後は、人員、資器材及び活動箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は手入れして所定の位置に設備する。

# 第 1 3 章 水防信号、身分証等

## 第 1 節 水防信号

水防信号は次のとおりである（法第20条）。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ -
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ -
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ -
第 4 信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ - 休止 - ○ -
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

(注 1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

(注 2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

(注 3) 第 3 信号 舞鶴市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

(注 4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

## 第 2 節 身分証

消防職員等が、水防計画を作成するために必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証は次のとおりとする。

身 分 証	
所属 職名・氏名	上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。
年      月      日	舞鶴市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span>

# 第14章 協力及び応援

## 第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、舞鶴市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報の提供。
- 2 異常な漏水等についての通報を受けた場合、通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示。
- 3 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知。
- 4 重要水防箇所の合同点検の実施。
- 5 水防訓練等への参加。
- 6 舞鶴市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供。
- 7 舞鶴市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣。

## 第2節 警察官の出動要請

舞鶴市長は、水防のため必要と認められるときは、舞鶴警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

## 第3節 自衛隊の派遣要請

舞鶴市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、京都府知事に自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

## 第4節 海上保安部の出動要請

舞鶴市長は、水防のため必要と認められるときは、舞鶴海上保安部長に対して、海上保安官の出動を求めるものとする。

## 第5節 国、京都府との連携

### 1 水防連絡会等

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所が開催する由良川洪水予報連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

### 2 情報の共有

河川の水位状況については、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所及び京都府中丹東土木事務所と、また気象状況については京都地方气象台と、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

### 3 災害対策用機械等の出動要請

舞鶴市の所管にかかる公共施設に災害が発生したとき、あるいは発生が予想されるとき、当該現地において災害復旧、応急対策等の作業及び指揮、連絡及び広報活動を行うために、近畿地方整備局保有の災害対策用機械や京都府中丹東土木事務所保有の排水ポンプ車等、災害状況に応じて出動の要請を行う。

## 第6節 関係機関との各種応援協定

舞鶴市長は、水防のため必要と認められるときは、応援協定を締結している関係機関に対し応援を求めるものとする。

## 第7節 住民、自主防災組織等との連携

水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

# 第 1 5 章 費用負担と公用負担

## 第 1 節 費用負担

水防に要する費用は、法第41条により舞鶴市が負担するものとする。

ただし、舞鶴市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、京都府知事に斡旋を申請するものとする。

- 1 法第23条の規定による応援のための費用
- 2 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

## 第 2 節 公用負担

### 1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、舞鶴市長等は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

### 2 公用負担権限証明書

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、舞鶴市長等にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示するものとする。

公用負担命令権限証		
舞鶴市	消防署(団)	
階級	氏	名
上記の者に                      の区域における水防法第28条第1項の権限行使を 委任したことを証明する。		
年	月	日
舞鶴市長		氏                      名 ㊟

### 3 公用負担命令書

法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次の

ような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

第	号	公 用 負 担 命 令 書		
目 的 物	種 類	数 量		
負 担 の 内 容	使 用	収 用	処 分 等	
年	月	日		
		様		
		舞鶴市長	氏	名 印

#### 4 損失補償

法第28条の規定により公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

# 第16章 水防活動等の報告

## 第1節 概況報告

本計画に基づき、その内容についてその都度報告する。

## 第2節 状況報告及び水防活動報告

- 1 状況及び水防活動にかかる報告様式、区分及び報告系統については次のとおりである。

様式名	区分	報告系統	資料
被害状況等報告書	災害の発生直後 (受信、内容、措置状況)	水防大隊長→災害対策本部長	資料 35
災害概況速報	初期的段階 (被害の有無及び程度)	災害対策本部長→京都府中丹広域災害対策支部 ※(1)	資料 36
被害状況報告 ※(2)	被害状況がある程度ま とまった段階 被害が確定した段階	水防大隊長→災害対策本部長→京都府中丹広域災害対策支部 【逐次】 【逐次】 水防大隊長→災害対策本部長→京都府中丹広域災害対策支部 【15日以内】	資料 37
水防活動実施報告書 ※(2)	水防が終了した段階	水防大隊長→災害対策本部長→京都府中丹東土木事務所 【3日以内】 【5日以内】	資料 38

(注1) ※(1)京都府に対する災害状況の報告は、京都府中丹広域災害対策支部（京都府中丹広域振興局）を經由し、京都府災害対策本部（災害対策課）に行う。

(注2) ※(2)警戒のみに終わった場合はこの限りではない。

- 2 被害状況の写真は、すみやかに作成し報告する。
- 3 被害程度の判定については、舞鶴市地域防災計画に定める「被害程度認定基準」（資料39）により行う。

## 第 1 7 章 水防訓練

舞鶴市は、毎年水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

津波災害警戒区域に係る消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

# 第18章 浸水想定区域等における円滑かつ 迅速な避難の確保及び浸水の防止 のための措置

## 第1節 洪水対応

### 1 洪水浸水想定区域の指定・公表

国土交通大臣又は京都府知事は、洪水予報を行う河川と水位情報の通知及び周知を行う河川について、水防法の規定に基づき洪水浸水想定区域を指定するとともに、指定された区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、舞鶴市長に通知する。

現在、本市において洪水浸水想定区域（洪水予報河川・水位周知河川以外を含む）が指定されている河川は次のとおりである。

河川名		指定・公表年月日	管轄整備局名・管轄都道府県名
洪水予報河川	由良川	平成28年8月30日	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所
水位周知河川	伊佐津川	平成30年10月5日	京都府中丹東土木事務所
	志楽川		
洪水予報河川 及び 水位周知河川 以外	堀川		
	鹿原川		
	祖母谷川		
	与保呂川		
	椿川		
	菅坂川		
	天清川		
	池内川		
	青谷川		
	米田川		
	高野川		
	女布川		
	瀬崎川	令和 2年10月9日	
	大丹生川		
	河辺川		
	朝来川		
	吉野川		
	福井川		

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保させるため、洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知す

る。

(1) 洪水予報等の伝達方法

伝達方法は、電話・FAX・メール、その他あらゆる手段を用いる。

(2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ア 避難所については、浸水の際に想定される水深及び洪水浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の指定避難所、指定緊急避難場所を指定し、ハザードマップに記載する。

イ 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ 洪水浸水想定区域内の次に掲げる施設は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）

(イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

(ウ) 大規模工場等（「舞鶴市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」平成26年条例第3号）

3 洪水ハザードマップ

舞鶴市では、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯や地域の集会所等に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、舞鶴市ホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

洪水ハザードマップ対象地域	公表年月	
	由良川流域	平成17年5月
平成27年7月		避難所名等を修正（由良川上流部・由良川下流部）
平成30年2月		更新（由良川上流部・由良川下流部を統合）
東市街地	平成19年1月	公表
	平成29年3月	避難所名等を修正
	令和3年4月	更新（想定最大規模）
西市街地	平成19年1月	公表
	平成29年3月	避難所名等を修正
	令和3年4月	更新（想定最大規模）

#### 4 予想される水災の危険の周知等

舞鶴市は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等へ周知する。

#### 5 地下街等の利用者に係る避難確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について舞鶴市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

#### 6 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成する。また当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について舞鶴市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

#### 7 大規模工場等における、浸水防止のための措置に関する計画の作成等

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について舞鶴市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

※大規模工場の定義：大規模な工場その他の施設の用途及び規模は、工場作業場又は倉庫で、延べ面積が10,000平方メートル以上であることとする。

#### 8 ため池ハザードマップ

京都府マルチハザード情報提供システム(URL<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/>)により、公開されている「ため池決壊浸水想定区域」を参考に避難場所の選定を行う。

## 第2節 津波対応

### 1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）により、

京都府は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、府の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

## 2 舞鶴市地域防災計画の拡充

舞鶴市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、舞鶴市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市町村が行う津波にかかる避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

## 3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項にかかる情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

## 4 避難促進施設にかかる避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により舞鶴市地域防災計画

に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを舞鶴市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) そのほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

# 第 19 章 水防協力団体

## 第 1 節 水防協力団体の指定

舞鶴市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

## 第 2 節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

## 第 3 節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団（消防機関）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係る水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

## 第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

舞鶴市は、水防協力団体の申請があった場合は、「舞鶴市水防協力団体指定要領」に基づき指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、「舞鶴市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」によるものとする。

様 式 名	資 料
舞鶴市水防協力団体指定要領	資料 4 0
舞鶴市水防協力団体指定申請書	資料 4 1
水防協力団体活動業務計画書	資料 4 2
舞鶴市水防協力団体認定書	資料 4 3
舞鶴市における水防協力団体との水防協働活動実施要領	資料 4 4
舞鶴市水防協力団体活動報告書	資料 4 5



# 資料編



## 資 料 目 次

資料 1	京都府重要水防区域（由良川を除く河川）	資 1
資料 2	由良川水系直轄河川重要水防箇所箇所別調書	資 2
資料 3	京都府河川重点警戒箇所調書	資 2
資料 4	東水防大隊管内図	資 3
資料 5	西水防大隊管内図	資 4
資料 6	西水防大隊管内図（加佐地区）	資 5
資料 6-2	由良川重要水防箇所図	資 5-2
資料 6-3	重要水防箇所評定基準	資 5-3
資料 7	気象庁が行う予報及び警報等の連絡系統	資 6
資料 8	由良川洪水予報・水防警報連絡系統	資 6
資料 9	伊佐津川、志楽川の水防警報、水位到達情報連絡系統	資 6
資料 10	与保呂川、米田川の水防警報連絡系統	資 7
資料 11	大野ダム放流通報等の連絡系統	資 7
資料 12	和知ダム放流通報等の連絡系統	資 7
資料 13	雨量観測記録表	資 8
資料 14	テレメーター設置河川水位観測位置	資 9
資料 15	水位標設置河川水位観測位置	資 9
資料 16	由良川輪中堤の樋門警戒体制連絡系統	資 10
資料 17	関係機関との通信連絡系統	資 11
資料 18	消防機関の通信連絡系統	資 12
資料 19	消防機関の無線通信系統	資 13
資料 20	由良川洪水時の無線通信系統	資 14
資料 21	市民等への情報伝達系統	資 15
資料 22	有線放送施設設置地区一覧	資 16
資料 23	応急調達計画	資 17

資料 2 4	舟車徴用承諾書	資 1 8
資料 2 5	舟車徴用計画	資 1 9
資料 2 6	水防工法一覧表	資 2 0
資料 2 7	舞鶴市防災行政無線設置地区一覧（同報系）	資 2 3
資料 2 8	自主避難所	資 2 5
資料 2 9	拠点避難所	資 2 5
資料 3 0	準拠点避難所	資 2 6
資料 3 1	地域避難所	資 2 7
資料 3 2	津波避難所	資 2 9
資料 3 3	福祉避難所	資 2 9
資料 3 4	由良川沿川通行規制連絡系統	資 3 0
資料 3 5	被害状況等報告書	資 3 1
資料 3 6	災害概況速報	資 3 2
資料 3 7	被害状況報告	資 3 3
資料 3 8	水防活動実施報告書	資 3 5
資料 3 9	被害程度認定基準	資 3 6
資料 4 0	舞鶴市水防協力団体指定要領	資 3 9
資料 4 1	舞鶴市水防協力団体指定申請書	資 4 1
資料 4 2	水防協力団体活動業務計画書	資 4 2
資料 4 3	舞鶴市水防協力団体認定書	資 4 3
資料 4 4	舞鶴市における水防協力団体との水防協働活動実施要領	資 4 4
資料 4 5	舞鶴市水防協力団体活動報告書	資 4 5

【P9 第3章 重要水防区域等 第1節 1】

資料1 京都府重要水防区域（由良川を除く河川）

水系名	河川名	岸別	場所	延長（m）
志楽川	志楽川	南側（左岸）	市場地内、市場橋からJR小浜線鉄橋	100
〃	〃	北側（右岸）	鹿原地内、安岡橋から市場橋	2700
〃	堀川	南側（左岸）	泉源寺地内、愛宕小橋から上流200m地点	200
〃	〃	北側（右岸）	〃	200
朝来川	朝来川	北側（右岸）	朝来新橋から朝来川橋	2600
祖母谷川	祖母谷川	東側（右岸）	溝尻地内、富士橋から朝潮橋	150
伊佐津川	伊佐津川	西側（左岸）	七日市地内、九杵橋下流	2400
〃	〃	東側（右岸）	〃	2400
〃	青谷川	南側（左岸）	今田地内、池内川合流点上流	20
〃	池内川	北側（右岸）	今田地内	300
〃	米田川	北側（右岸）	南上安地内	250
高野川	高野川	西側（左岸）	河口（旧JR鉄橋）から堀上橋	750
〃	〃	東側（右岸）	〃	750
〃	〃	南側（右岸）	京都丹後鉄道宮舞線野村寺鉄橋から女布川	2300
〃	〃	東側（右岸）	奥城屋地内	100
〃	女布川	東側（右岸）	女布地内から高野川合流点	1500
福井川	福井川	北側（左岸）	国道175号線 福井橋上流	800
由良川	土佐川	北側（右岸）	京都丹後鉄道宮舞線鉄橋上流	150
合 計			18箇所	17670

【P9 第3章 重要水防区域等 第1節 2】  
資料2 由良川水系直轄河川重要水防箇所別調査書

河川名	岸別	地図番号	種別	重要度	地点名	距離杭	延長 (m)	対象とする 流量 (m <sup>3</sup> /s)	対象とする流量 を現況河道に流 した時の水位 (T. P. m)	現堤防高 (橋梁：桁下高) (T. P. m)	計画堤防 余裕高 (m)	担当 出張所	備 考
由良川	西側 (左岸)	①	越水 (溢水)	A	宮津市石浦～舞鶴市丸田	2.7～7.1	4,038	7,200	3.56	2.00	1.5	舞鶴	2.8k ※1
		②	越水 (溢水)	B	舞鶴市丸田～八田	7.1～7.7	655	7,200	6.81	7.92	1.5	舞鶴	7.2k ※1
		③	越水 (溢水)	B	舞鶴市八田～大川	7.9～9.5	1,652	7,200	7.55	8.66	1.5	舞鶴	8.0k
		④	越水 (溢水)	A	舞鶴市大川～志高	9.7～9.9	171	6,900	8.41	5.12	1.5	舞鶴	9.8k ※1
		⑤	越水 (溢水)	B	舞鶴市志高	9.9～12.9	2,543	6,900	8.48	9.08	1.5	舞鶴	10.0k
		⑥	越水 (溢水)	A	舞鶴市志高～岡田由里	12.9～13.3	320	6,900	9.91	8.60	1.5	舞鶴	13.0k ※1
		⑦	越水 (溢水)	B	舞鶴市岡田由里	13.3～13.7	489	6,900	9.99	11.27	1.5	舞鶴	13.4k
		⑧	越水 (溢水)	A	舞鶴市地頭	14.1～15.7	1,560	6,900	10.34	9.84	1.5	舞鶴	14.2k
		⑨	越水 (溢水)	A	舞鶴市地頭～福知山市大江町北有路	16.1～19.5	3,543	5,800	11.34	11.17	1.5	舞鶴	16.2k
		ア	工作物	B	舞鶴市八田		8.3	—	6,900	7.75	(8.41)	1.5	舞鶴
	イ	工作物	A	舞鶴市志高		11.3	—	6,900	9.11	(8.30)	1.5	舞鶴	岡田下橋
	東側 (右岸)	①	越水 (溢水)	A	舞鶴市西神崎～蒲江	0.0～3.7	3,653	7,200	2.28	1.92	1.5	舞鶴	0.0k ※1
		②	水衝・洗掘	B	舞鶴市中山	4.8～4.9	80	7,200	4.79	6.83	1.5	舞鶴	4.8k
		③	越水 (溢水)	B	舞鶴市中山	5.3～5.5	174	7,200	5.57	6.94	1.5	舞鶴	5.4k
		④	越水 (溢水)	B	舞鶴市下東～上東	5.9～8.5	2,584	7,200	6.21	7.29	1.5	舞鶴	6.0k
		⑤	水衝・洗掘	B	舞鶴市上東	7.0～7.1	84	7,200	6.81	7.85	1.5	舞鶴	7.0k
		⑥	越水 (溢水)	A	舞鶴市三日市	8.5～8.7	171	6,900	7.77	4.94	1.5	舞鶴	8.6k ※1
		⑦	越水 (溢水)	B	舞鶴市三日市	8.7～10.1	1,286	6,900	7.89	8.59	1.5	舞鶴	8.8k
		⑧	越水 (溢水)	A	舞鶴市三日市	10.1～10.3	194	6,900	8.61	7.16	1.5	舞鶴	10.2k ※1
		⑨	越水 (溢水)	A	舞鶴市久田美～志高	10.5～11.1	722	6,900	8.83	3.65	1.5	舞鶴	10.6k ※1
		⑩	越水 (溢水)	B	舞鶴市志高	11.1～11.3	99	6,900	9.00	9.71	1.5	舞鶴	11.2k ※1
		⑪	越水 (溢水)	A	舞鶴市志高～桑飼下	11.3～11.9	642	6,900	9.23	8.01	1.5	舞鶴	11.4k ※1
		⑫	越水 (溢水)	B	舞鶴市桑飼下	11.9～12.1	159	6,900	9.44	9.60	1.5	舞鶴	12.0k ※1
		⑬	越水 (溢水)	A	舞鶴市桑飼下～桑飼上	12.1～16.9	4,665	6,900	9.47	8.12	1.5	舞鶴	12.2k ※1
		ア	工作物	B	舞鶴市上東		8.3	—	6,900	7.75	(8.41)	1.5	舞鶴
イ		工作物	A	舞鶴市志高		11.3	—	6,900	9.11	(8.30)	1.5	舞鶴	岡田下橋
	新堤防	要	舞鶴市下東～上東		6.0～6.9	1,350	7,200	6.21	7.29	1.5	舞鶴	6.0k H31完成	
	新堤防	要	舞鶴市三日市		8.9～10.0	986	6,900	8.13	8.97	1.5	舞鶴	9.0k	

⑨～⑬の値は、⑭記載の地点における値である。

※1 無堤区間

※2  $t \geq 0.01$  (堤体漏水評定基準)

※3  $\frac{裏}{法} \geq \frac{NG}{NG}$  (堤体漏水評定基準)

※4  $\frac{G}{W} \leq 0.01$  (基礎地盤漏水評定基準)

※5  $i \geq 0.5$  (基礎地盤漏水評定基準)

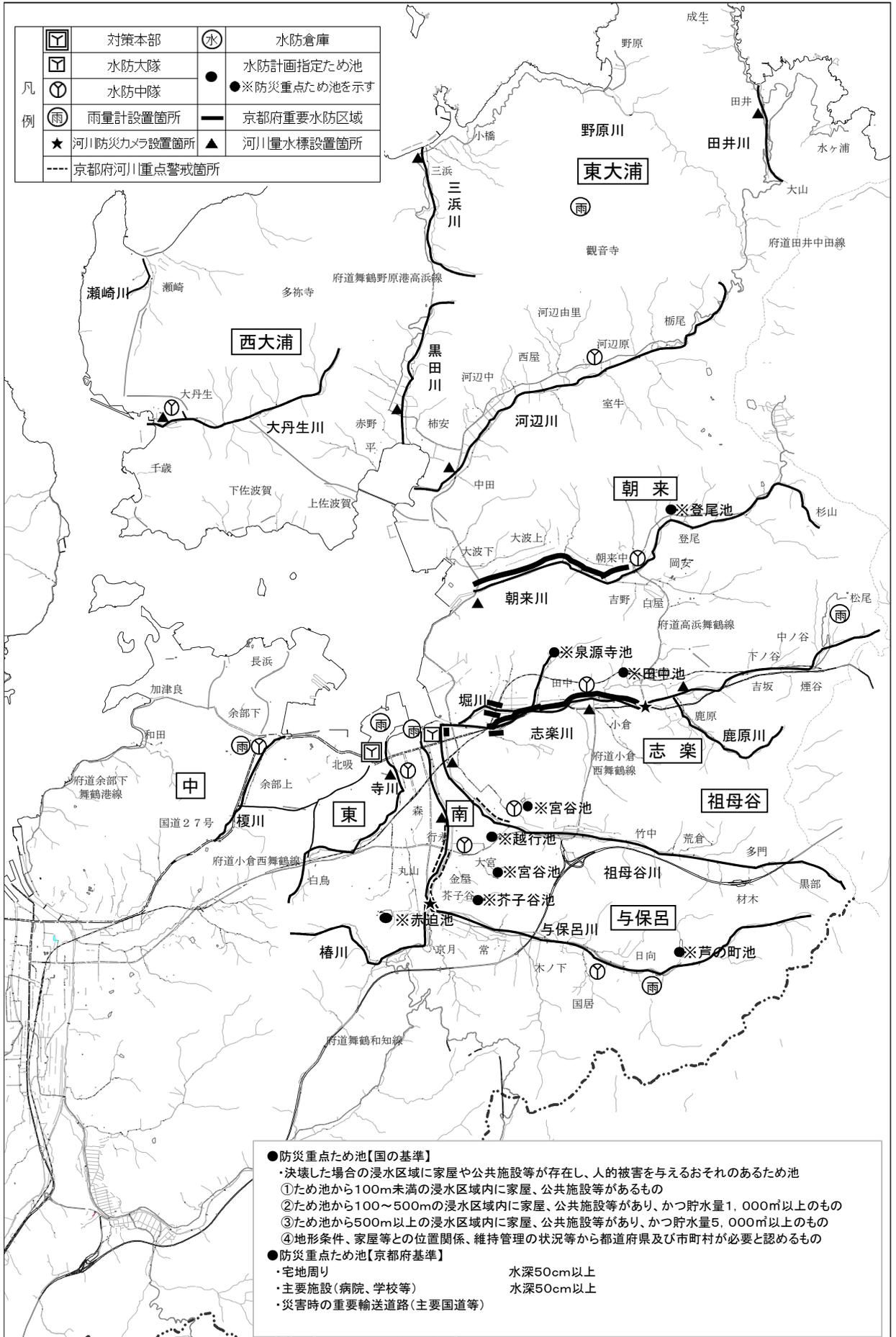
【P9 第3章 重要水防区域等 第2節】

資料3 京都府河川重点警戒箇所調査書

河川名	河川重点警戒箇所		延長 (m)	備 考 (重要水防区域との重複)
	岸別	区 間		
伊佐津川	西側 (左岸)	大内～京田 (JR舞鶴線橋梁下流～JR舞鶴線橋梁上流)	3,220	(一部重複)
高野川	西側 (左岸)	引土 (出雲谷橋～茶白山橋)	300	
	東側 (右岸)	〃	300	
祖母谷川	東側 (右岸)	溝尻町 (田口橋付近～溝尻橋付近)	900	
与保呂川	西側 (左岸)	行永	900	
	東側 (右岸)	〃	950	

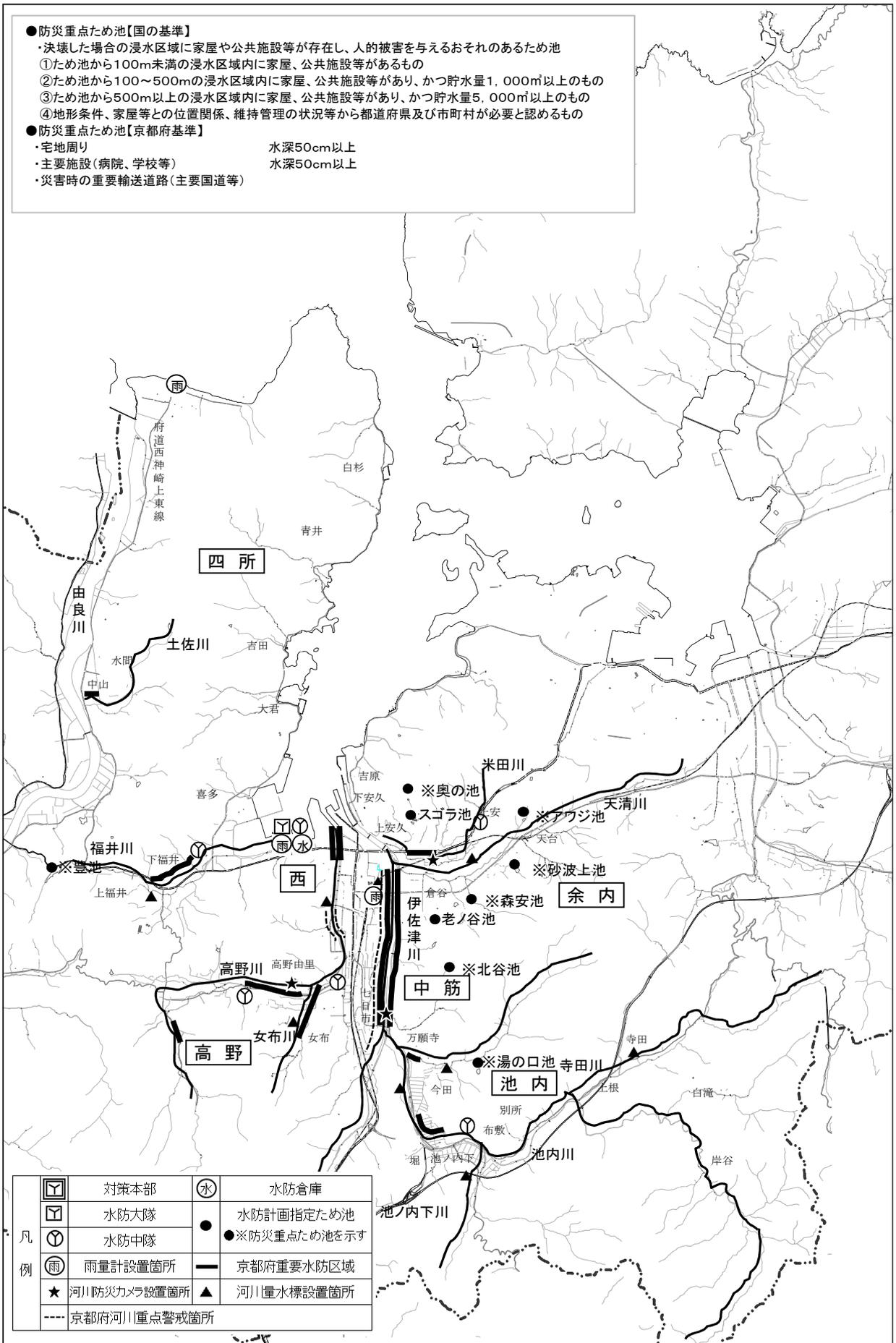
【P9 第3章 重要水防区域等 第1節 1、第2節】

資料4 東水防大隊管内図



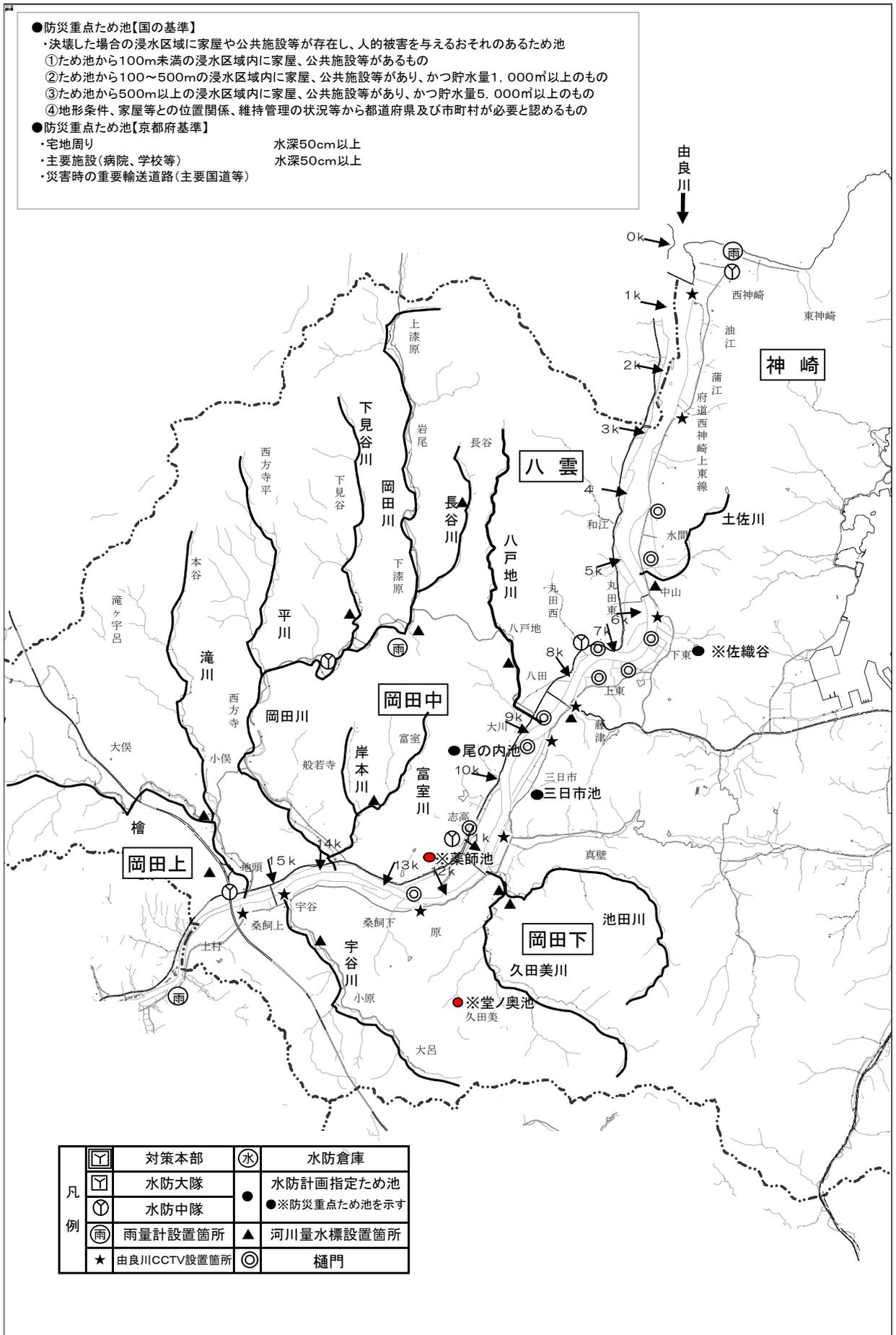
【P9 第3章 重要水防区域等 第1節 1、第2節】

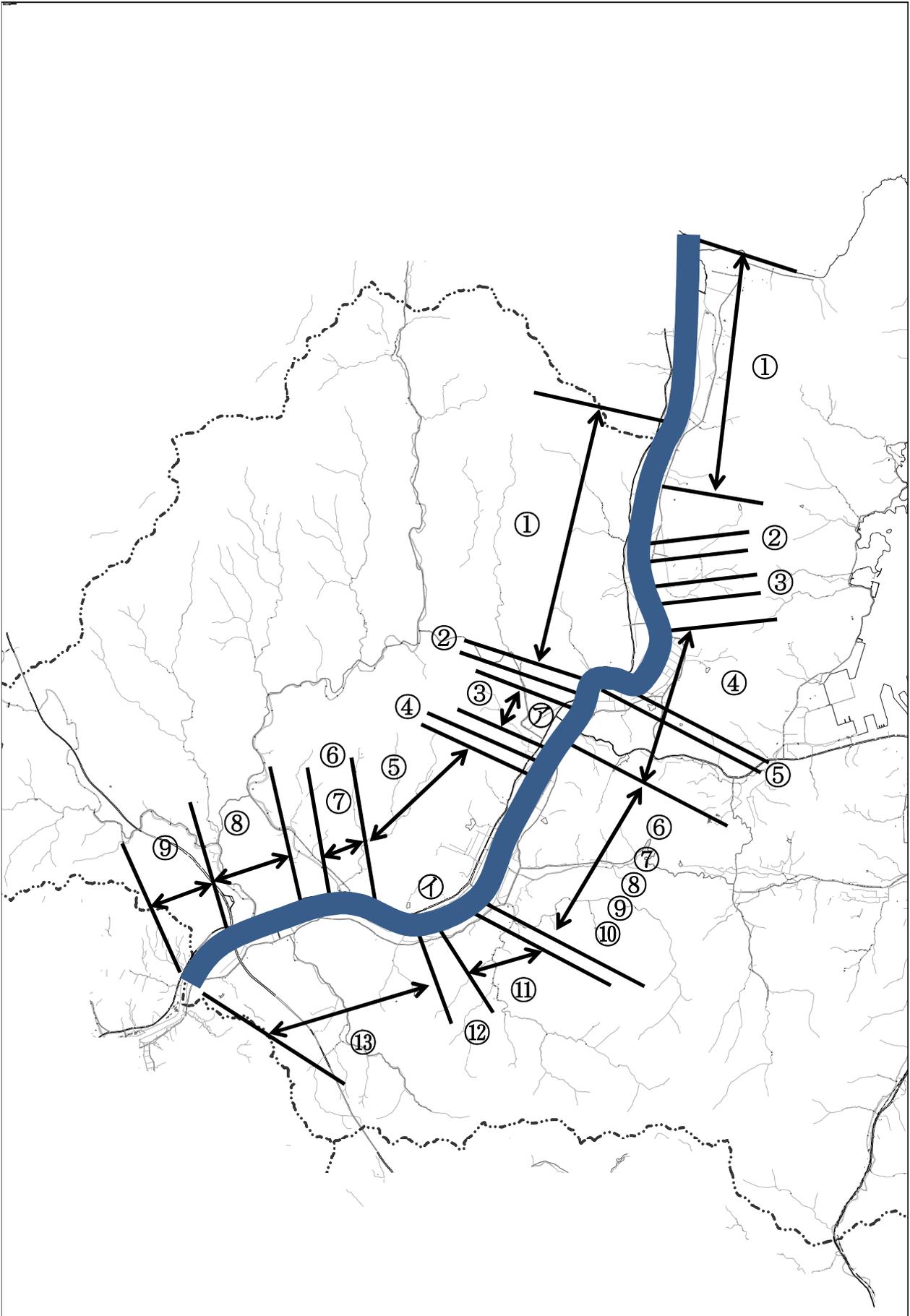
資料5 西水防大隊管内図



【P9 第3章 重要水防区域等 第1節】

資料6 西水防大隊管内図（加佐地区）





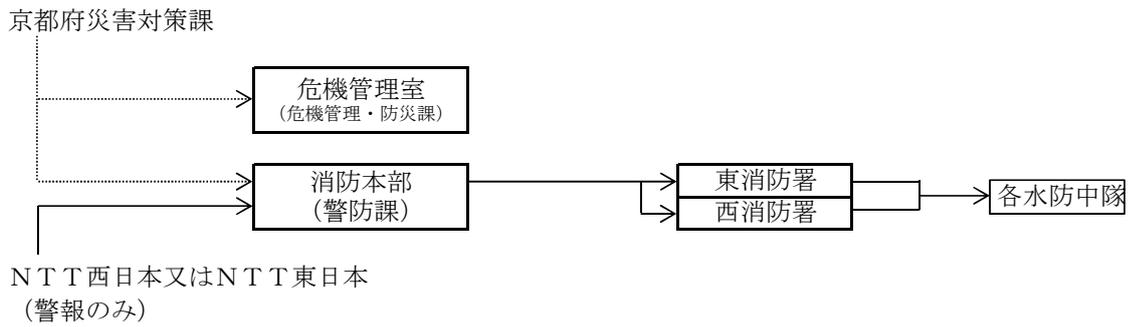
【P9 第3章 重要水防区域等 第1節】

資料 6-3 重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A	B	
	水防上最も重要な区域	水防上重要な区域	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝 ・ 洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部損傷しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等の計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・ 破堤跡 ・ 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

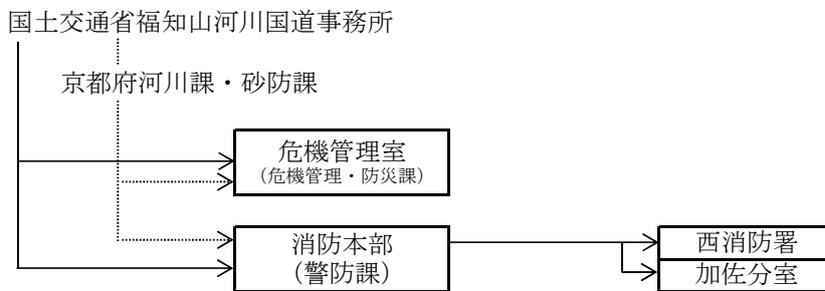
【P13 第4章 予報及び警報 第1節 3】

資料7 気象庁が行う予報及び警報等の連絡系統



【P14 第4章 予報及び警報 第2節 1、2】

資料8 由良川洪水予報・水防警報連絡系統



- ※ 洪水予報・・・国土交通省福知山河川国道事務所と京都地方気象台の共同発表
- ※ 水防警報・・・国土交通省福知山河川国道事務所が発表

【P16 第4章 予報及び警報 第3節 5】

資料9 伊佐津川、志楽川の水防警報、水位到達情報連絡系統

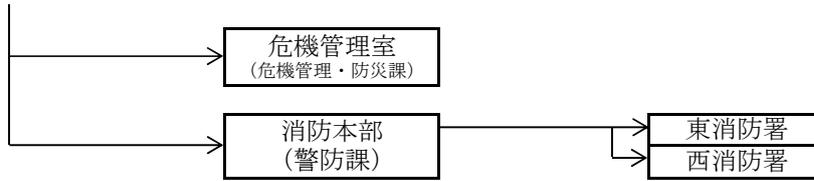


凡例
..... 府防災行政無線
—— NTT回線 (FAX)

【P16 第4章 予報及び警報 第3節 5】

資料10 与保呂川、米田川の水防警報連絡系統

京都府中丹東土木事務所



【P16 第4章 予報及び警報 第4節】

資料11 大野ダム放流通報等の連絡系統

京都府河川課・砂防課

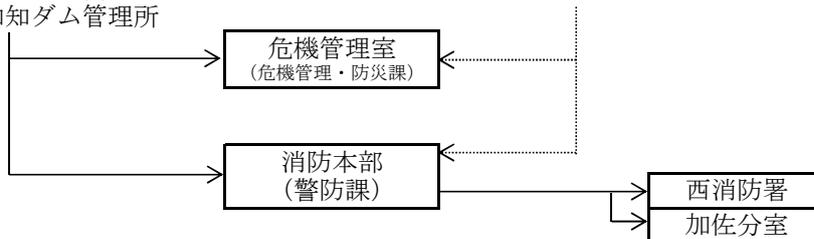


【P16 第4章 予報及び警報 第4節】

資料12 和知ダム放流通報等の連絡系統

関西電力(株)  
和知ダム管理所

京都府河川課・砂防課



凡例

..... 府防災行政無線

———— NTT回線 (FAX)

【P17 第5章 雨量、水位等の観測及び通報 第1節 2】

資料13 雨量観測記録表

観測場所:

雨量観測記録表			
降り始め		年	月 日 時 分
観測開始		年	月 日 時 分
観測終了		年	月 日 時 分
観測時刻	降雨量	累計	備考(注意報・警報発令状況等)
前日までの降雨量			
1時			
2時			
3時			
4時			
5時			
6時			
7時			
8時			
9時			
10時			
11時			
12時			
13時			
14時			
15時			
16時			
17時			
18時			
19時			
20時			
21時			
22時			
23時			
24時			
1日の降雨量			

【P18 第5章 雨量、水位等の観測及び通報 第2節 6】  
資料14 テレメーター設置河川水位観測位置

河川名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	テレメーター	観測位置
由良川	2.50	3.50			○(国設置)	大川橋東詰
伊佐津川	1.30	2.00	2.00	2.50	○(府設置)	ニッ橋上流西側(左岸)
志楽川	0.70	1.30	1.30	1.70	○(府設置)	小倉橋下流150m中央
与保呂川	1.00	1.60			○(府設置)	三安橋上流西側(左岸)
米田川	0.45	0.80			○(府設置)	米田橋上流(右岸)
高野川			設 定 中		○(府設置)	茶白山橋下流東側(右岸)
祖母谷川			設 定 中		○(府設置)	矢之助橋上流(左岸)

【P18 第5章 雨量、水位等の観測及び通報 第2節 6】  
資料15 水位標設置河川水位観測位置

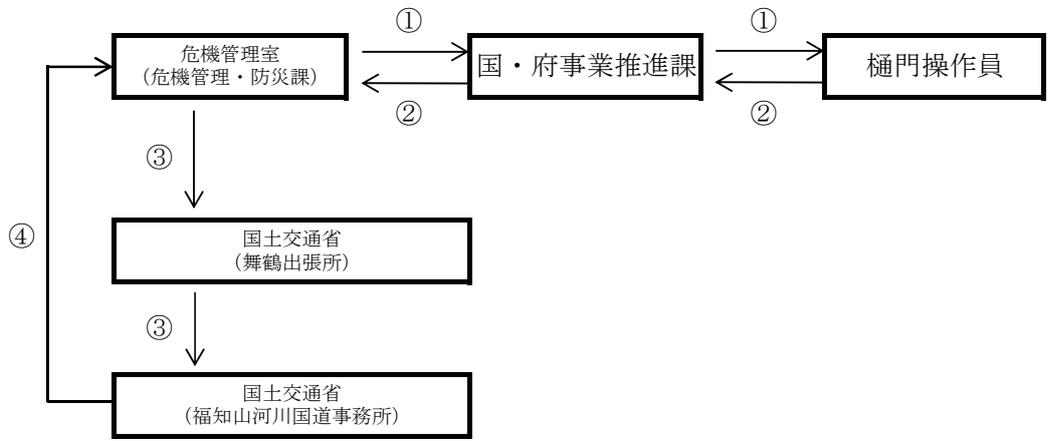
河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	水位標 最高水位	観 測 位 置
池内川	1.00	1.50	3.00	今田広井橋
祖母谷川	1.20	1.50	3.00	矢之助橋
寺 川	1.00	1.50	2.00	朝日橋
檜 川	1.20	1.50	2.00	西飼橋
滝 川	1.20	1.50	2.40	檜川合流点出合橋
下見谷川	0.60	0.80	1.00	寺尾橋
河辺川	0.50	1.00	1.50	第1河辺川橋
鹿原川	0.60	0.90	1.50	国道27号線上流、荒神橋
朝来川	1.00	1.50	2.00	浜田橋上流50m南側(左岸)
池田川	1.00	1.30	1.80	久田美地内(出合橋上流30m)
土佐川	0.60	0.90	1.50	鉄道踏切下流南側(左岸)
長谷川	0.90	1.20	1.60	村落南東コンクリート橋脚
八戸地川	0.50	0.70	1.00	八戸地公民館下流60m西側(左岸)
富室川	0.70	1.00	1.30	富室橋橋脚
寺田川	0.70	0.90	1.20	寺田地内(中央部)
青谷川	0.60	0.80	1.00	湯之口橋
女布川	0.70	1.00	1.50	中田橋下流西側(左岸)
天清川	0.50	0.70	1.80	倉谷橋上流北側(右岸)
池ノ内下川	1.50	1.80	2.20	堂の前橋
福井川	0.50	0.70	0.80	上福井橋下流南側(右岸)
黒田川	0.60	0.90	1.50	赤野橋上流
大丹生川	0.55	0.85	1.40	大丹生橋上流
田井川	0.60	0.90	1.40	田井大橋
三浜川	0.45	0.75	1.15	三浜橋
岡田川	0.90	1.20	2.00	小倉橋
久田美川	1.70	2.00	3.00	久田美橋
宇谷川	0.80	1.10	2.00	堂ヶ鼻橋

※表中の数値については、水防法第12条で定める水位の通報及び公表を参酌し、避難指示等の判断基準とするため舞鶴市が定めたものである。

【P20 第7章 樋門の操作 第3節】

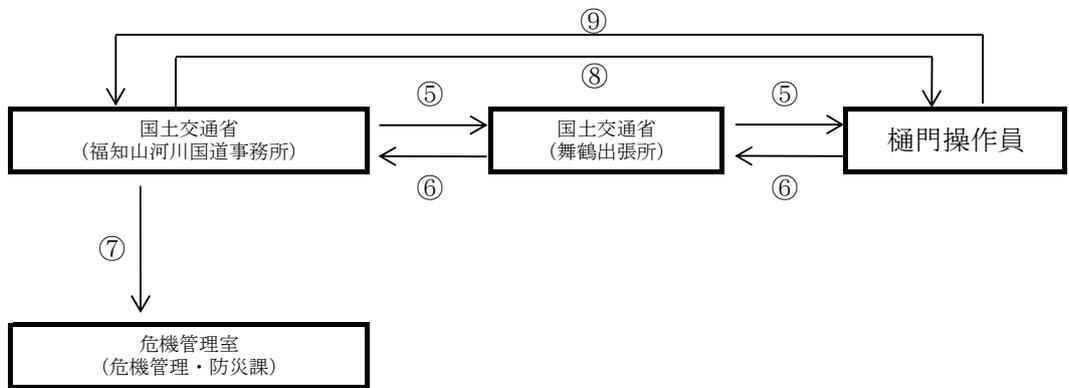
資料16 由良川輪中堤の樋門警戒体制連絡系統

◎舞鶴市が管理する樋門警戒体制連絡系統



- ① 危機管理室から下りの情報提供等の連絡系統  
(待機、出動の指示、及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示)
- ② 樋門操作員から上りの樋門操作等の報告の連絡系統  
(ゲートの開閉の報告、事故、その他必要な事項の報告、及び問い合わせ)
- ③ 舞鶴市が管理する樋門の操作状況について、必要に応じて、国土交通省へ報告
- ④ 緊急を要する場合の連絡

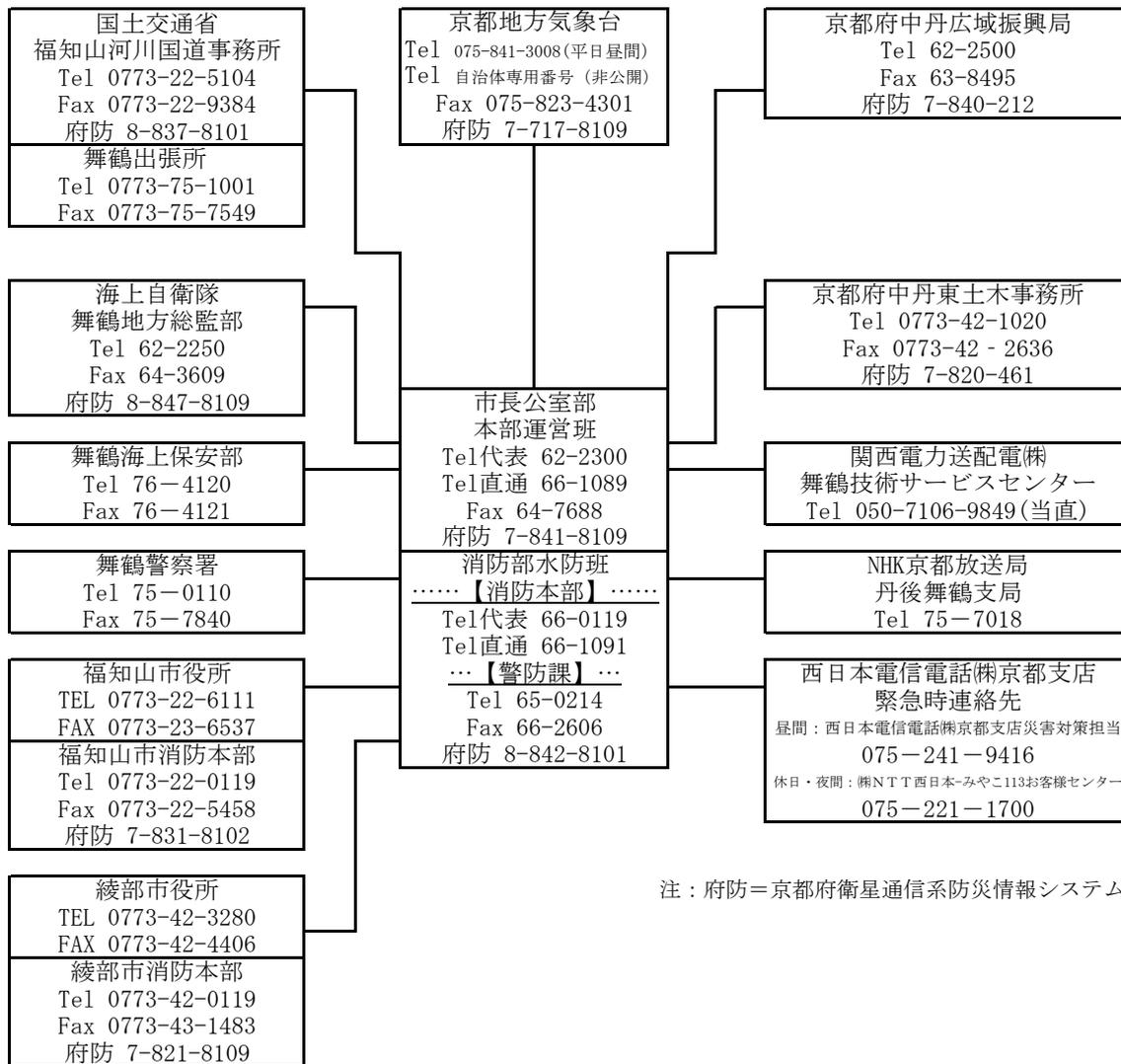
◎国土交通省（福知山河川国道事務所）が管理する樋門警戒体制連絡系統



- ⑤ 国土交通省から下りの情報提供等の連絡系統  
(待機、出動の指示、及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示)
- ⑥ 樋門操作員から上りの樋門操作等の報告の連絡系統  
(ゲートの開閉の報告、事故、その他必要な事項の報告、及び問い合わせ)
- ⑦ 国土交通省が管理する樋門の操作状況について、必要に応じて、舞鶴市（危機管理室）へ報告
- ⑧ 緊急を要する場合の連絡
- ⑨ 緊急を要する場合の連絡

【P21 第8章 通信連絡 第1節】

資料17 関係機関との通信連絡系統



注：府防＝京都府衛星通信系防災情報システム

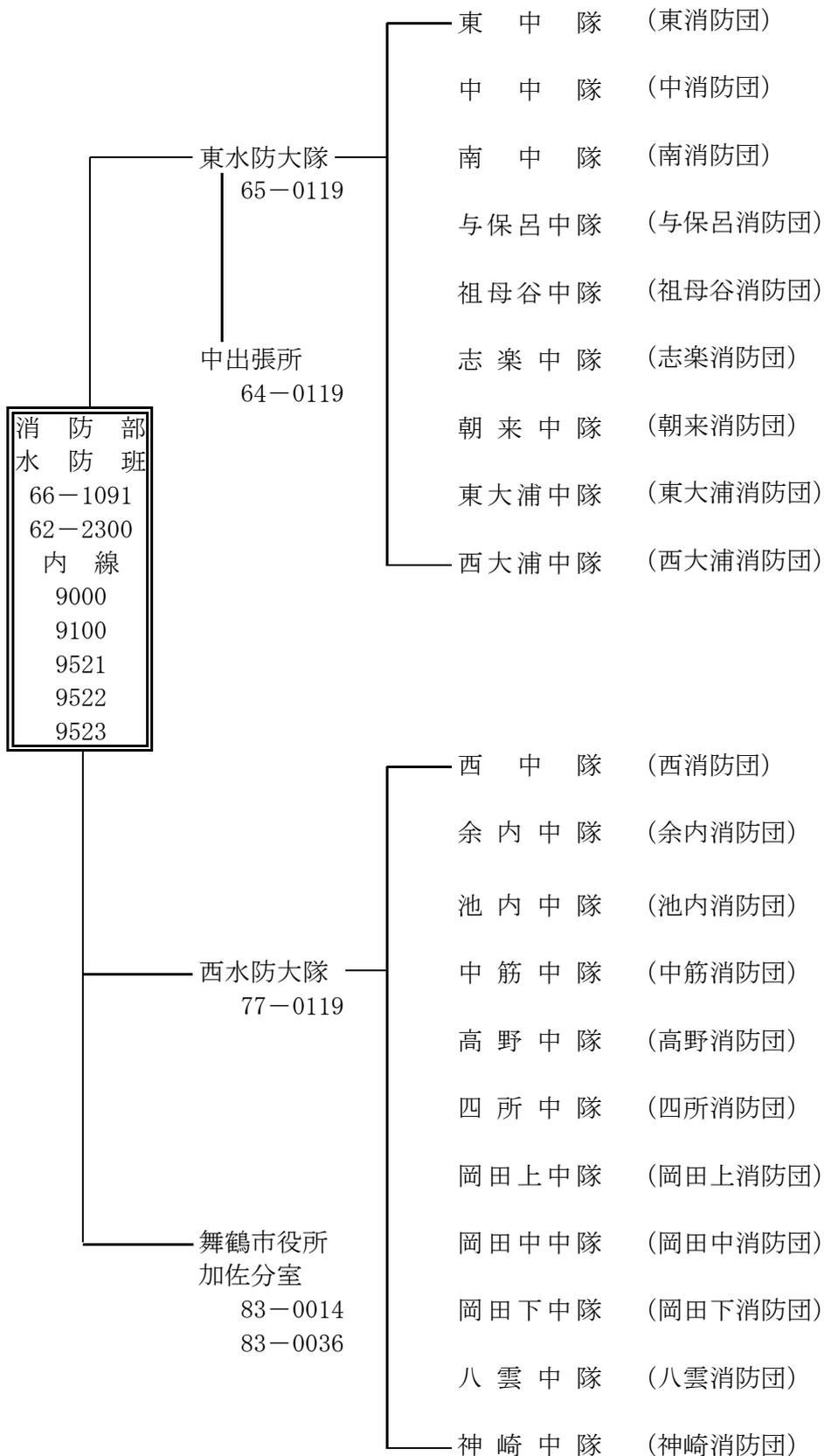
[ 報 道 関 係 ]

朝日新聞舞鶴支局	76-5555	読売新聞舞鶴支局	62-5500
NHK丹後舞鶴支局	75-7018	産経新聞舞鶴支局	62-2160
毎日新聞舞鶴支局	76-4000	京都新聞舞鶴支局	62-2600

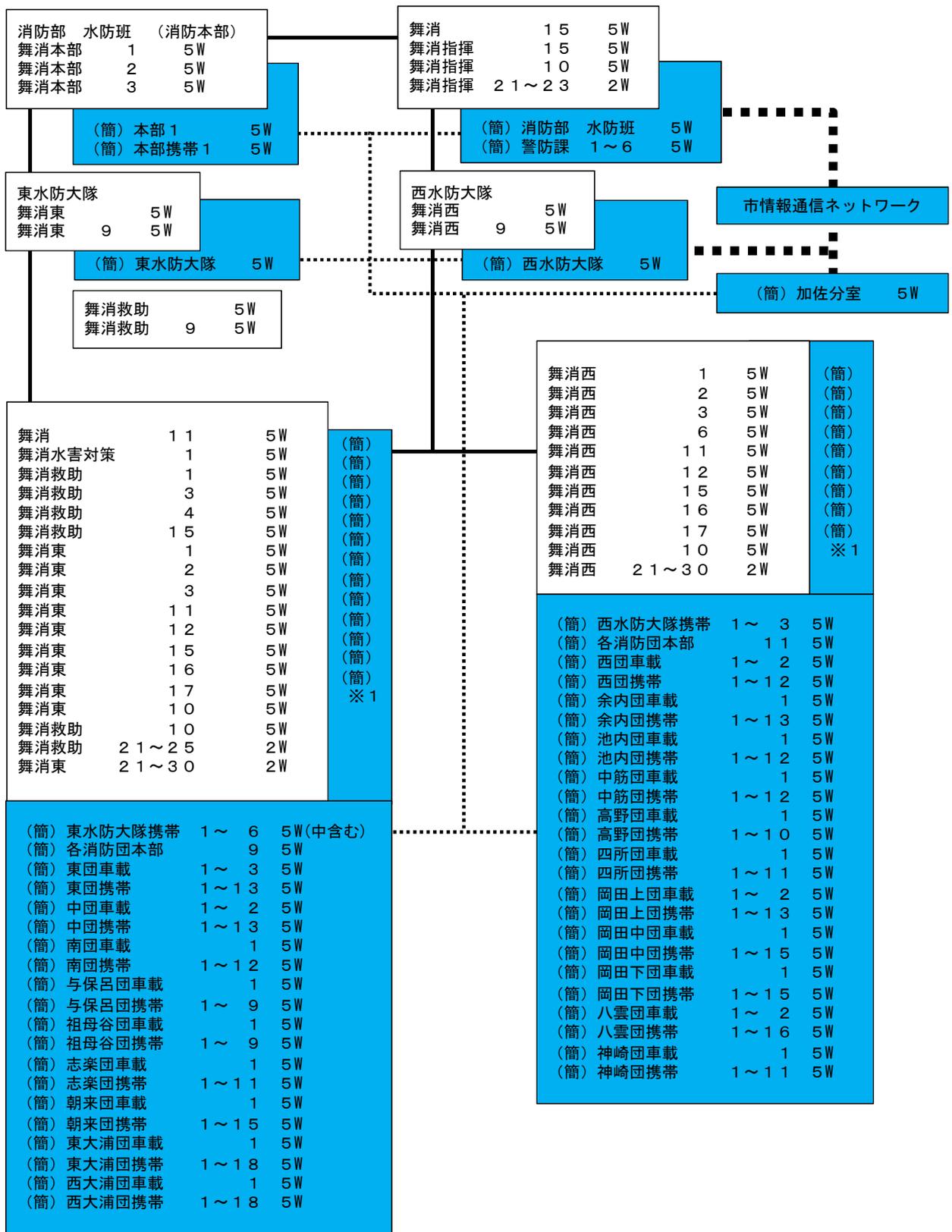
[ 商 工 実 業 団 体 ]

舞鶴商工会議所	62-4600	舞鶴実業会	62-0217
舞鶴商工振興会	75-0933	中舞鶴実業会	62-1068
		舞鶴南実業会	63-5416

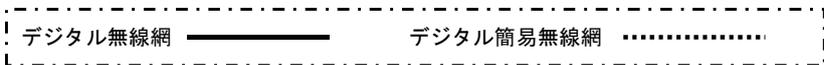
【P21 第8章 通信連絡 第2節】  
資料18 消防機関の通信連絡系統



【P21 第8章 通信連絡 第2節】  
資料19 消防機関の無線通信系統

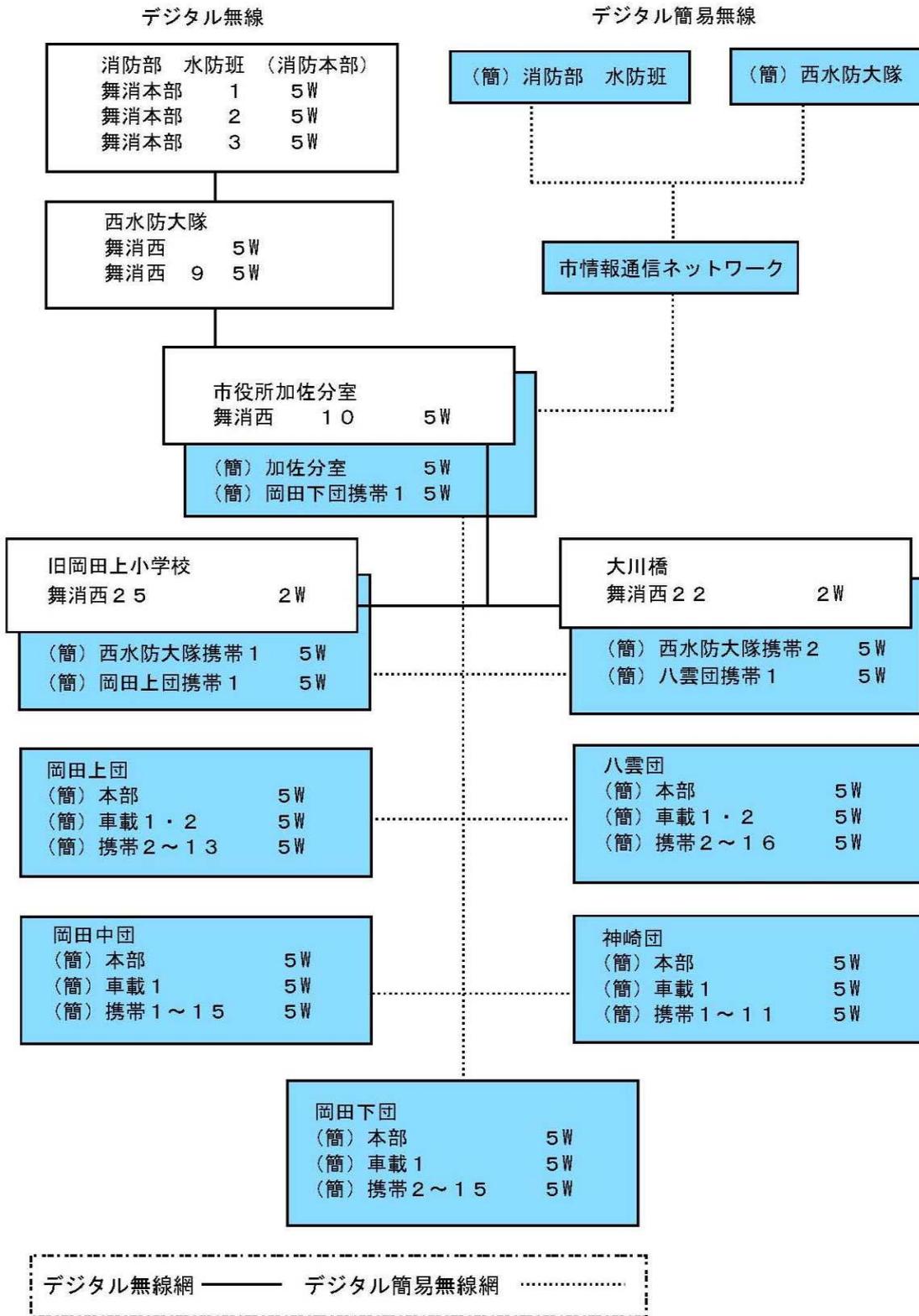


※ 1 デジタル無線、デジタル簡易無線併設車両

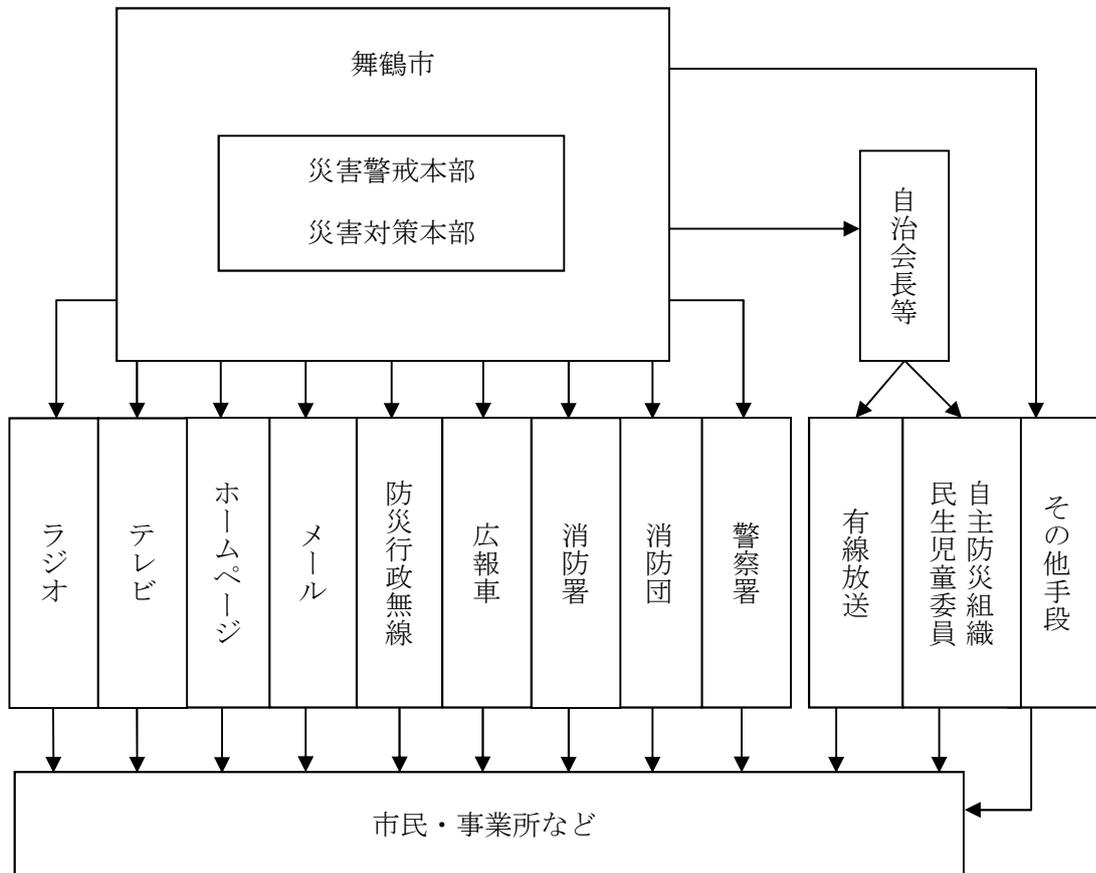


【P21 第8章 通信連絡 第2節】

資料20 由良川洪水時の無線通信系統



【P21 第8章 通信連絡 第3節】  
資料21 市民等への情報伝達系統



【P21 第8章 通信連絡 第3節】  
資料22 有線放送施設設置地区一覽

地区	設置自治会等
東	市場上
	八島商店 (八島商店街商業協同組合)
	七条商店 (七条商店街商業協同組合)
中	荒田
	長浜
南	白鳥団地
	芥子谷団地
	緑が丘
与保呂	常
	木ノ下
	与保呂
	京月
祖母谷	常口
志楽	溝尻
朝来	松尾
東大浦	大波上
	河辺原
	大山
	野原
	田井
西大浦	成生
	西屋
	平
	上佐波賀
	下佐波賀
	千歳
	大丹生
	瀬崎
	赤野
三浜	
小橋	

地区	設置自治会等
西	マナイ商店街 (マナイ商店街振興組合)
	新世界商店街 (新世界商店街振興組合)
余内	清美が丘
	福来東
池内	今田
	堀
	池ノ内下
	別所
	上根
	寺田
	白滝
中筋	真倉
	京田
	万願寺
	七日市
	公文名
	中引土
	伊佐津
伊佐津川荘苑	
高野	女布
四所	上福井
	喜多
	大君
	吉田
	青井
岡田上	白杉
	上村
	小原
岡田中	桑飼下
	地頭
岡田下	岡田由里
	西方寺
	下漆原
八雲	久田美
	真壁高
	大川
	和江
	丸田東
神崎	丸田西
	八田
	八戸地
	三日市
神崎	下東
	水間
	水間下
	蒲江
	油江
	東神崎
西神崎	

【P23 第9章 水防施設及び輸送 第1節 3】

資料23 応急調達計画

地区	河川名	品名	調達先	責任者	保有数量
東地区	与保呂川	土のう袋・縄・ビニールシート・くい・掛矢・スコップ・のこぎり・一輪車・かま・葉つき竹	与保呂地区 木ノ下地区  行永地区	与保呂消防団長  南消防団長	必要に応じて各戸より調達
	志楽川	同上	志楽地区の住民より調達	志楽消防団長	同上
	祖母谷川	同上	祖母谷地区の住民より調達	祖母谷消防団長	同上
	朝来川	同上	朝来地区の住民より調達	朝来消防団長	同上
	与保呂川 志楽川 寺川のうち市街地区のみ	同上	東地区市街地、左記流域住民より調達	東消防団長	同上
西地区	伊佐津川及び高野川	土のう袋・縄・ビニールシート・くい・掛矢・スコップ・のこぎり・一輪車・かま・葉つき竹	西地区市街地、左記流域住民より調達	中筋消防団長 高野消防団長	必要に応じて各戸より調達
	池内川	同上	池内地区の住民より調達	池内消防団長	同上
	由良川	同上	岡田上地区の住民より調達	岡田上消防団長	同上
		同上	岡田中地区の住民より調達	岡田中消防団長	同上
		同上	岡田下地区の住民より調達	岡田下消防団長	同上
		同上	八雲地区の住民より調達	八雲消防団長	同上
		同上	神崎地区の住民より調達	神崎消防団長	同上

## 舟 車 徴 用 承 諾 書

承諾した 舟 車	
承諾期間	自 年 月 日 至 年 月 日
常置場所	

上記のとおり水防のため緊急の必要がある  
ときは徴用されることを承諾する。

年 月 日

舞鶴市 消防署長 様

所有者  
住 所  
氏 名

⑩

【P23 第9章 水防施設及び輸送 第2節 2】

資料25 舟車徴用計画

地区別	舟車別	台数又は隻(t)数	団体又は会社名	所在地
東地区	トラック	7台	日本通運(株)	北浜町13-1
西地区	バス	2台	京都交通(株)	宇喜多小字新宮1048-27
	あすか	1隻 19.00t	(有)舞鶴港遊覧船	白杉
	あさなぎ	1隻 19.00t	(有)舞鶴港遊覧船	竹屋尻
	トラック	5台	アサヒ産業運輸(株)	宇喜多1105-15

【P27 第10章 水防活動 第5節】

資料26 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプ、くい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	防水シート、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
き裂	上端(天端)～居住側堤防斜面(裏のり)	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面(裏のり) 崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力くい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとはほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
		その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川
水防対策車	現地対策本部の設置		一般河川	指揮車、無線車	

① 親局設備機器及び中継局等

設備機器	設置場所
市役所統制台（親局）	舞鶴市役所
遠隔制御装置	警防課
無線装置	舞鶴市役所
地震計連動装置	舞鶴市役所
水位テレメーター監視処理装置	舞鶴市役所

設備機器	設置場所
五老中継局	五老スカイタワー
空山簡易中継局	空山
槇山簡易中継局	槇山
岡田簡易中継局	岡田由里

② 屋外拡声子局

	設置場所	名称
東	白糸中学校	白糸中学校
	新舞鶴小学校	新舞鶴小学校
	三笠小学校	三笠小学校
	舞鶴YMCA国際福祉専門学校	舞鶴YMCA国際福祉専門学校
	舞鶴市東体育館	舞鶴東体育館
	京都府立東舞鶴高等学校浮島分校	東舞鶴高等学校浮島分校
中	中舞鶴小学校	中舞鶴小学校
	和田中学校	和田中学校
	中総合会館	中総合会館
南	青葉中学校	青葉中学校
	倉梯小学校	倉梯小学校
	倉梯第二小学校	倉梯第二小学校
	南公民館	南公民館
与保呂	与保呂小学校	与保呂小学校
祖母谷	多門院公民館	多門院公民館
朝来	若浦中学校	若浦中学校
	朝来小学校	朝来小学校
	杉山集会所	杉山
	国立舞鶴工業高等専門学校	舞鶴工業高等専門学校
	登尾	登尾
志楽	志楽小学校	志楽小学校
	松尾寺駐車場	松尾
	京都府立東舞鶴高等学校	東舞鶴高等学校
	吉坂	吉坂
東大浦	消防ポンプ格納庫	水ヶ浦
	田井コミュニティセンター	田井
	成生漁村センター	成生
	野原漁港	野原
	大山公民館	大山
	河辺中	河辺中
	河辺由里	河辺由里
	栃尾	栃尾
西大浦	大浦小学校	大浦小学校
	大浦会館	大浦会館
	丸山小学校跡	小橋
	三浜集会所	三浜
	瀬崎公民館	瀬崎
西	城北中学校	城北中学校
	明倫小学校	明倫小学校
	吉原小学校	吉原小学校
	西支所	西支所
	京都府立西舞鶴高等学校	西舞鶴高等学校

	設置場所	名称
余内	余内小学校	余内小学校
	学校法人聖ヨゼフ学園日星高等学校	日星高等学校
	舞鶴文化公園体育館	舞鶴文化公園体育館
	京都職業能力開発短期大学校	京都職業能力開発短期大学校
池内	池内小学校	池内小学校
中筋	中筋小学校	中筋小学校
	城南中学校	城南中学校
高野	高野小学校	高野小学校
四所	旧青井小学校	旧青井小学校
	福井小学校	福井小学校
岡田上	桑飼下公民館	桑飼下
	宇谷消防格納庫	宇谷
	上村公民館	上村
	旧岡田上小学校	地頭
岡田中	河川水辺公園	岡田由里
	旧岡田中小学校	旧岡田中小学校
岡田下	忠魂碑広場	久田美
	薬師口バス停	志高2
	加佐公民館	加佐公民館
	間口バス停	志高3
	小津田バス停北	大川2
	大川神社駐車場	大川1
八雲	水間下公民館	水間下
	中山	旧由良川中学校
	下東公民館	下東
	J A低温倉庫	上東
	府道沿い防火水槽	三日市
	加佐診療所屋上	八田
	由良川小学校	丸田西
	丸田東公民館	丸田東
	丸田822-1地先	丸田東2
	仏心寺広場	和江
神崎	海水浴東監視所	東神崎1
	海水浴西監視所	東神崎2
	旧神崎小学校	西神崎1
	神崎児童センター	西神崎2
	丹後神崎駅西端	油江
	府道沿い踏切	蒲江2
	蒲江公民館	蒲江1

③ 延長屋外拡声器

No.	名 称	No.	名 称
1	延長小橋	7	延長岡田由里
2	延長上東1	8	延長志高
3	延長上東2	9	延長下東
4	延長桑飼下1	10	延長大山1
5	延長桑飼下2	11	延長大山2
6	延長上村		

④ 戸別受信機

地区別設置状況一覧表

(西地区)

地区名	戸別番号	地区名	戸別番号	地区名	戸別番号	地区名	戸別番号				
岡田上	上村	601	岡田中	河原	625	八雲	八戸地	665	池内	池ノ内下	729
	桑飼下	602		西方寺	626		三日市	666		布敷	730
	宇谷	603		岡田由里	627		上東	667		別所	731
	小原	604		富室	628		下東	668		上根	732
	地頭	605	岡田下	久田美	641		中山	669		寺田	733
	大俣	606		真壁	642		水間	670		白滝	734
	小俣	607		志高	643		水間下	671		岸谷	735
	滝ヶ宇呂	608		大川	644		蒲江	681		※城屋	736
岡田中	長谷	621	八雲	和江	661	神崎	油江	682	四所	白杉	737
	上漆原	622		丸田東	662		東神崎	683		青井	738
	下漆原	623		丸田西	663		西神崎	684		吉田	739
	下見谷	624		八田	664					大君	740

※は高野

(東地区)

地区名	戸別番号	地区名	戸別番号	地区名	戸別番号			
東大浦	田井	701	西大浦	三浜	704	西大浦	多祢寺	721
	成生	702		小橋	705		赤野	722
	野原	703		瀬崎	706	朝来	杉山	724
	大山	712		大丹生	707	登尾	725	
	栃尾	713		千歳	708	志楽	松尾	723
	河辺原	714		佐波賀上	709	吉坂	726	
	河辺由里	715		佐波賀下	710	※1	多門院	727
	室牛	716		平	711	※2	与保呂	728
	西屋	717		中田下	719			
	河辺中	718		中田	720			

※1は祖母谷 ※2は与保呂

公共施設等配置状況一覧

地区名	戸別番号	地区名	戸別番号	地区名	戸別番号
旧岡田上小学校	610	由良川小学校	674	ケア・オフィス舞夢	609
加佐中学校	629	旧神崎小学校	685	大川神社	645
岡田小学校	646	加佐公民館	647	由良川 あかつき	672
旧由良川中学校	673	加佐分室	648		

【P31 第10章 水防活動 第9節 5】

資料28 自主避難所

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水	土砂		
1	大浦	大浦会館	中田	150	68-2010	○	○	△	2階	○	
2	東	南公民館	森	230	62-0288	○	○	△	2階	○	
3	中	中総合会館	余部下	1050	62-0400	○	○	○		○	
4	西	西支所	南田辺	614	75-2250	○	○	△	3階	○	
5	加佐	加佐公民館	志高	130	83-0014	○	○	△	2階	△	Y

《洪水》

※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所

《土砂》

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設

※ Y印の施設は、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

【P31 第10章 水防活動 第9節 5】

資料29 拠点避難所

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水	土砂		
1	大浦	大浦小学校	平	300	68-0002	○	○	○		△	本校舎:Y
2	東	朝来小学校	朝来中	300	62-0813	○	○	○		○	
3		志楽小学校	小倉	330	62-4690	○	○	△	2階	○	
4		新舞鶴小学校	溝尻	850	62-4643	○	○	○		○	
5		舞鶴東体育館	北吸	700	66-1061	○	○	○		△	Y
6		三笠小学校	桃山町	300	62-0538	○	○	○		△	本校舎:R 体育館:Y
7		倉梯小学校	行永	530	62-0183	○	○	△	2階	○	
8		倉梯第二小学校	行永	340	63-5256	○	○	△	2階	○	
9		与保呂小学校	与保呂	230	62-0194	○	○	△	2階	○	
10		中	中舞鶴小学校	余部上	400	62-3656	○	○	○		△
11	西	余内小学校	倉谷	300	75-0379	○	○	△	2階	○	
12		文化公園体育館	上安久	2000	77-1850	○	○	○		△	Y
13		吉原小学校	東吉原	200	75-0334	○	○	○		△	体育館:R
14		明倫小学校	北田辺	500	75-1225	○	○	△	3階	○	
15		中筋小学校	公文名	300	75-0372	○	○	△	2階	○	
16		池内小学校	布敷	300	75-1242	○	○	△	2階	△	本校舎:R 体育館:Y
17		高野小学校	高野台	300	75-0768	○	○	○		△	本校舎:R 体育館:R
18		福井小学校	下福井	230	75-0539	○	○	○		△	本校舎:R 体育館:Y
19	加佐	岡田小学校	久田美	230	82-0024	○	○	△	2階	△	本校舎:Y 体育館:R
20		由良川小学校	丸田	230	82-0013	○	○	○		△	本校舎:Y 体育館:Y

《洪水》

※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館

※ 階層表示がある施設は、本校舎の記載階以上が指定緊急避難場所

《土砂》

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設

※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設

※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館

※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

※ Y・R印の平屋建ての体育館は、指定緊急避難場所として使用不可

【P31 第10章 水防活動 第9節 5】

資料30 準拠点避難所

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水	土砂		
1	大浦	大丹生コミュニティセンター	大丹生	270	68-1075	○	○	○		△	Y
2	東	若浦中学校	大波下	430	64-0800	○	○	○		○	
3		舞鶴工業高等専門学校	白屋	861	62-5600	○	○	○		○	
4		東舞鶴高等学校	泉源寺	800	62-5510	○	○	△	2階	△	本校舎:Y
5		市場市民交流センター	市場	70	63-9970	○	○	○		△	Y
6		東舞鶴高等学校浮島分校	溝尻	350	62-0536	○	○	△	2階	○	
7		白糸中学校	浜	450	62-3563	○	○	△	2階	○	
8		北浜市民交流センター	北浜	80	63-6141	○	×	△	2階	○	
9		東コミュニティセンター	浜	500	64-0880	○	○	○		○	
10		舞鶴YMC A国際福祉専門学校	浜	500	64-3686	○	○	△	2階	○	
11		青葉中学校	行永	730	62-4612	○	○	△	2階	○	
12		中	長浜市民交流センター	長浜	80	64-2585	○	○	○		△
13	荒田市民交流センター		荒田	120	64-2586	○	×	○		△	Y
14	和田中学校		和田	430	62-0507	○	○	○		△	本校舎:Y 体育館:Y
15	西	福来コミュニティセンター	福来	66	76-5173	○	○	○		△	Y
16		京都職業能力開発短期大学校	上安	400	75-4340	○	○	○		△	本校舎:R
17		日星高等学校	上安久	800	75-0452	○	○	○		△	本校舎:Y 体育館:Y
18		城北中学校	南田辺	570	75-0158	○	○	△	3階	○	
19		西市民プラザ	円満寺	768	77-0086	○	○	△	3階	○	
20		西舞鶴高等学校	引土	600	75-3131	○	○	△	2階	○	
21		西駅交流センター	伊佐津	300	78-9300	○	○	△	2階	○	
22		城南中学校	京田	430	75-0137	○	○	△	2階	○	
23		旧青井小学校	青井	150	75-0764	○	○	○		△	本校舎:Y 体育館:Y
24		舞鶴21ビル	喜多	138	77-2421	○	○	○		○	
25	加佐	旧岡田上小学	地頭	230	83-0019	○	○	△	2階	△	本校舎:R
26		旧岡田中小学校	西方寺	230	83-0006	○	○	○		△	本校舎:R 体育館:Y
27		加佐中学校	岡田由里	330	83-0004	○	○	△	2階	△	本校舎:Y 体育館:Y
28		旧由良川中学校	中山	330	82-0133	○	○	△	2階	△	本校舎:R 体育館:Y
29		旧神崎小学校	西神崎	230	82-5031	○	○	○		△	本校舎:Y 体育館:Y

《洪水》

※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館

※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所（各学校施設は本校舎のみ）

《土砂》

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設

※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設

※ 各学校施設における避難場所は、本校舎と体育館

※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

※ Y・R印の平屋建ての体育館は、指定緊急避難場所として使用不可

【P31 第10章 水防活動 第9節 5】

資料31 地域避難所

No	地区	避難所名	所在地	避難可能人数(人)	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水	土砂		
1	大浦	田井漁村センター	田井	100	67-0704	-	○	○		△	Y
2		成生漁村センター	成生	40	67-0521	-	○	○		△	R
3		野原公民館	野原	26	67-0705	-	○	○		×	Y
4		大山公民館	大山	34	67-0361	-	×	○		×	Y
5		室牛公民館	室牛	13	68-0677	-	×	○		×	Y
6		河辺集会所	西屋	30	68-0156	-	○	○		×	Y
7		小橋公民館	小橋	33	68-0593	-	○	○		×	Y
8		三浜集会所	三浜	40	68-0849	-	×	○		×	Y
9		瀬崎集会所	瀬崎	22	68-0500	-	○	○		×	Y
10		大丹生集会所	大丹生	40	68-0267	-	○	○		×	Y
11		千歳集会所	千歳	48	68-0696	-	○	○		×	Y
12		下佐波賀集会所	佐波賀	24	68-0587	-	○	○		×	R
13		上佐波賀集会所	佐波賀	24	なし	-	○	○		×	Y
14		平集会所	平	44	68-0958	-	○	○		×	Y
15		中田公民館	中田	20	68-0290	-	○	○		×	Y
16	東	東公民館大波上集会所	大波上	37	なし	-	○	○		×	Y
17		登尾公会堂	登尾	17	なし	-	○	○		○	
18		杉山集会所	杉山	22	なし	-	○	○		○	
19		松尾集会所	松尾	16	なし	-	○	○		×	Y
20		吉坂公会堂	吉坂	33	64-5266	-	×	×		○	
21		田中東公会堂	田中町	43	66-0198	-	○	○		×	Y
22		堂奥公会堂	堂奥	26	64-1836	-	○	×		○	
23		多門院公民館	多門院	26	63-5825	-	○	×		×	Y
24		大宮会館	行永	83	なし	-	×	○		△	Y
25	西	福来西・中集会所	福来	50	なし	-	○	○		○	
26		京都府水産会館	下安久	100	75-1110	-	○	△	2階	○	
27		瑞光寺	寺内	250	75-1045	-	○	×		○	
28		朝代神社会館	朝代	120	75-0132	-	×	○		△	Y
29		天理教山陰大教会	引土	250	75-0514	-	○	○		△	Y
30		立正佼成会	伊佐津	150	76-5111	-	×	△	2階	○	
31		今田公民館	今田	70	75-1931	-	×	×		○	
32		布敷公民館	布敷	59	76-5101	-	×	○		○	
33		別所公民館	別所	33	なし	-	○	×		×	Y
34		上根公民館	上根	55	なし	-	○	○		○	
35		寺田集会所	寺田	24	なし	-	○	○		×	R
36		白滝公民館	白滝	15	なし	-	×	○		×	Y
37		岸谷公民館	岸谷	45	75-1932	-	×	○		×	R
38		城屋公民館	城屋	55	なし	-	○	×		○	
39		白杉公民館	白杉	25	77-0452	-	○	○		×	Y
40		青井集会所	青井	54	76-0773	-	○	○		×	Y
41		吉田公会堂	吉田	49	なし	-	×	○		△	Y
42		大君公民館	大君	33	なし	-	×	○		×	Y

No	地区	避難所名	所在地	避難 可能 人数 (人)	電話 番号	指定 避難所	指定緊急避難場所				
							地震	洪水		土砂	
43	加佐	小原集会所	桑飼上	29	83-1132	-	○	○		×	R
44		ケア・オフィス舞夢	桑飼上	37	83-0221	-	○	○		△	R
45		大俣生活改善センター	大俣	35	83-0148	-	×	○		○	
46		小俣集会所	地頭	26	83-0190	-	○	○		×	R
47		地頭生活改善センター	地頭	32	なし	-	○	△	2階	○	R
48		滝ヶ宇呂公民館	滝ヶ宇呂	15	83-0885 (地域住民宅)	-	×	○		×	Y
49		西方寺ふれあい会館 (西方寺公民館)	西方寺	43	83-1016	-	○	○		○	R
50		西方寺平共同作業場	西方寺	10	なし	-	×	○		×	Y
51		岡田中基幹集落センター	河原	87	83-1091	-	○	○		×	Y
52		下見谷集会所	下見谷	34	83-0217	-	○	○		○	R
53		下漆原公民館	下漆原	31	82-0364	-	○	○		×	Y
54		長谷公民館	長谷	22	82-0083	-	○	○		×	Y
55		上漆原自治会館	上漆原	32	82-0746	-	○	○		×	Y
56		上漆原公民館	上漆原	29	82-0753	-	○	○		×	Y
57		富室公民館	富室	43	83-0362	-	×	○		×	Y
58		般若寺観音堂	富室	22	83-0258	-	×	○		×	Y
59		志高公民館	志高	80	83-0416 (区長事務所)	-	○	○		×	R
60		久田美集会所	久田美	68	82-0120	-	○	○		○	
61		真壁公民館	真壁	25	82-0936	-	×	○		×	Y
62		三日市公民館	三日市	30	82-0433	-	×	○		×	Y
63		大川神社	大川	60	82-0011	-	×	○		×	Y
64	八戸地公民館	八戸地	95	82-0380	-	×	○		○	R	
65	八田公民館	八田	75	82-0268	-	×	○		△	Y	
66	丸田西集会所	丸田	27	82-0702	-	○	○		×	Y	
67	和江集会所	和江	80	82-0020	-	○	○		○		
68	上東公民館	上東	19	82-0825	-	×	△	2階	△	Y	
69	下東公民館	下東	31	82-0785	-	○	×		×	Y	
70	水間公民館	水間	32	82-0293	-	○	○		×	R	
71	蒲江公民館	蒲江	12	なし	-	○	○		×	Y	

《洪水》

※ 階層表示がある施設は、記載階以上が指定緊急避難場所

《土砂》

※ Y印・・・土砂災害警戒区域内に位置する施設

※ R印・・・土砂災害特別警戒区域内に位置する施設

※ Y・R印の施設は、特別警戒区域を除く、施設の2階以上で斜面の反対側が指定緊急避難場所

【P31 第10章 水防活動 第9節 5】

資料32 津波避難場所

地区	名称	所在地	指定緊急避難場所		海拔 (m)	備考
			地震	津波		
東大浦	田井コミュニティセンターグラウンド	田井	○	○	15	Y (一部R)
	海臨寺	田井	○	○	60	Y
	成生集落北東畑地	成生	○	○	30	
	瑞雲寺 (野原小学校跡)	野原	○	○	22	Y
西大浦	小橋浄水場	小橋	○	○	55	R
	海蔵寺	三浜	○	○	22	Y
	正傳寺	瀬崎	○	○	30	
神崎	旧神崎小学校校舎3F	西神崎	○	○	7	Y
	天上川砂防堰堤	西神崎	○	○	50	Y

※ 「建物」ではなく、津波から一時的に身の安全を確保するための「場所」として指定するもの  
 ≪地震≫

※ 広場などのオープンスペース  
 ≪備考 (土砂) ≫

※ Y印…土砂災害警戒区域内に位置するため、地震時の土砂災害に留意する必要がある。

※ R印…土砂災害警戒区域内に位置するため、地震時の土砂災害に特に留意する必要がある。

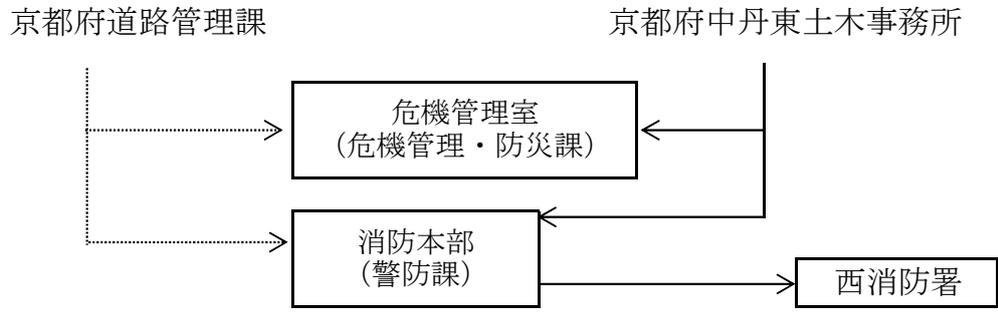
【P31 第10章 水防活動 第9節 5】

資料33 福祉避難所

施設種類	施設名	所在地	電話番号
特別 養護老人ホーム	やすらぎ苑	北浜町	64-6060
	グリーンプラザ博愛苑	市場	63-3700
	グリーンパーク愛宕	愛宕浜町	65-2350
	真愛の家 寿荘	上安	75-1333
	安寿苑	上安	75-8981
	グレイスヴィルまいづる	布敷	75-7121
	ライフ・ステージ舞夢	桑飼上	83-0221
老人保健施設	エスペラル東舞鶴	大波下	66-6700
	アザレア舞鶴	和田	66-6680
	すこやか森	引土	78-3001
養護老人ホーム	安岡園	安岡	62-1326
障害者支援施設	こひつじの苑 舞鶴	安岡	62-6005
	みずなぎ鹿原学園	鹿原	63-5030
	みずなぎ高野学園	高野	75-8800
	みずなぎ丸田学園	丸田	82-9500

【P33 第11章 由良川の特異状況 第3節 3】

資料34 由良川沿川通行規制連絡系統



【P40 第16章 水防活動等の報告 第2節 1】

資料35 被害状況等報告書

令和 年 月 日

## 被害状況等報告書

報告者：(所属)	(氏名)
情報入手時間： 月 日 時 分	
公表の可否： <input type="checkbox"/> 公表 / <input type="checkbox"/> 非公表	
通報者 氏名：	
住所：	TEL： - -
被害概要 ( )	
被災地所在：舞鶴市	
被害種別： <input type="checkbox"/> 人的 / <input type="checkbox"/> 建物 / <input type="checkbox"/> 道路 / <input type="checkbox"/> 河川 / <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
所在 図： <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
状況写真： <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
被害状況詳細	
対応状況	

〔担当課： \_\_\_\_\_ 〕 担当課コピー渡し済  
危機管理・防災課渡し済 (原本)

【P40 第16章 水防活動等の報告 第2節 1】

資料36 災害概況速報

(災害概況速報)

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	舞 鶴 市
報告者名	

災害の状況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

【P40 第16章 水防活動等の報告 第2節 1】

資料37-1 被害状況報告

被害状況報告 (1)

災害名

第 報	本 部		月 日	受 信 時 刻	月 日	受 信 者		
	対 策	支 部				発 信 者		
振興局名								
市町村名								
発生年月日			..	..	..	..	..	
項 目	単 位	符 号						
人的被害	死 者	人	(1)					
	行方不明者	人	(2)					
	負傷者	重 傷	人	(3)				
		軽 傷	人	(4)				
住 家 被 害	全 壊 (焼)	棟	(5)					
		世帯	(6)					
		人	(7)					
	半 壊 (焼)	棟	(8)					
		世帯	(9)					
		人	(10)					
	一 部 破 損	棟	(11)					
		世帯	(12)					
		人	(13)					
	浸 水	床 上	棟	(14)				
世帯			(15)					
人			(16)					
床 下		棟	(17)					
		世帯	(18)					
		人	(19)					
非住家	公 共 建 物	棟	(20)					
	そ の 他	棟	(21)					
そ の 他 の 被 害	田 畑	流 失 埋 没	h a	(22)				
		浸 水	h a	(23)				
	文 教 施 設	流 失 埋 没	h a	(24)				
		浸 水	h a	(25)				
	病 院	箇 所	(26)					
	道 路	浸 水	箇 所	(27)				
		崩 壊	箇 所	(28)				
	橋 りょう	箇 所	(29)					
	河 川	箇 所	(30)					
	港 湾	崩 壊	箇 所	(31)				
		砂 防	箇 所	(32)				
	崖 ぐ ず れ	箇 所	(33)					
	地 す べ り	箇 所	(34)					
	土 石 流	箇 所	(35)					
	林 地 崩 壊	箇 所	(36)					
	清 掃 施 設	箇 所	(37)					
	鉄 道 不 通	箇 所	(38)					
	被 害 船 舶	隻	(39)					
	水 道	戸	(40)					
	電 話	回 線	(41)					
	電 気	戸	(42)					
	ガ ス	戸	(43)					
	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	(44)					
	ビ ニール ハ ウ ス 等	棟	(45)					
	農 道	箇 所	(46)					
	農 林 水 産 業 施 設	箇 所	(47)					
	畦 畔 崩 壊	箇 所	(48)					
	農 作 物 ( )	h a	(49)					
	火 災 発 生	建 物	件	(50)				
		危 険 物	件	(51)				
そ の 他		件	(52)					
			(53)					
			(54)					
り 災 世 帯 数 (全・半壊+床上浸水)	世 帯	(55)						
り 災 者 数 (全・半壊+床上浸水)	人	(56)						

【P40 第16章 水防活動等の報告 第2節 1】  
資料37-2 被害状況報告

被害状況報告 (2)

災害名 \_\_\_\_\_

項 目		市町村名		発生年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		単位	符号							
公 立 文 教 施 設	千円	a								
農 林 水 産 業 施 設	千円	b								
公 共 土 木 施 設	千円	c								
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	d								
小 計	千円	e								
公共施設被害 市町村数	団体	f								
そ の 他	農 産 被 害	千円	g							
	林 産 被 害	千円	h							
	畜 産 被 害	千円	i							
	水 産 被 害	千円	j							
	商 工 被 害	千円	k							
	林 地 被 害	千円	l							
		千円								
		千円								
	そ の 他	千円	m							
小 計	千円	n								
被 害 総 額	千円	o								
災 害 対 策 部 本 部	設置	年月日	p	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	解散	年月日	q	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
災 害 警 戒 部 本 部	設置	年月日	r	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	解散	年月日	s							
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	t								
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	u								
市 町 村 職 員 出 動 延 人 数	人	v								
そ の 他 出 動 延 人 数	人	w								
出 動 延 人 員 合 計	人	x								

【P40 第16章 水防活動等の報告 第2節 1】

資料38 水防活動実施報告書

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体名 舞鶴市

令和 年 月 日

実施日時		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで											
増水の状況		河川名	川	最高水位	m c m (警戒水位 m c m)					雨量		mm	
災害原因		河川種別		側(左岸) 1級 側(右岸) 2級 普通	実施 箇所数	水防活動 延人員		人	水防団員(消防団員)		人	その他の人員	人
河川名	水防実施箇所	水防 工法	水防 延長	水防使用資材								計	備考
				品目	単位	主要資材			その他資材				
						数量	単価	金額	数量	単価	金額		
	市												
	地先												
主要資材		土のう袋、布袋類、ビニールシート、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、じゃかご及び置石 その他( )											
水防活動費													
使用資材費			機械等借料	食料費	出動手当等	その他	合計						
主要資材費	その他資材費	小計											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
備考 (水防状況等)													

(注)水防活動を実施した河川ごとに作成すること。

【P40 第16章 水防活動等の報告 第2節 3】

資料39 被害程度認定基準

分類	用語	被害程度認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。	
	半壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。	
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの、又は土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のも。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。	
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。	

分類	用語	被害程度認定基準
その他の被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。
	橋りょう	道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸及び港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	林地崩壊	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。	

分類	用語	被害程度認定基準	
り 災 世 帯 等	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
	被災者	被災世帯の構成員とする。	
被 害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	
	そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害		建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

## 【P46 第19章 水防協力団体 第4節】

### 資料40 舞鶴市水防協力団体指定要領

#### 舞鶴市水防協力団体指定要領

##### 1 趣旨

舞鶴市では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際の出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害援助活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における水防団（消防機関）が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力する事を目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

##### 2 水防協力団体の要件（法36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動推進法（平成10年法律7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

##### 3 水防協力団体の業務（法37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川監視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団（消防機関）が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

##### 4 水防協力団体の申請方法（法36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、舞鶴市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者に「舞鶴市水防協力団体指定申請書」に「水防協力団体活動業務計画書」及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡表）」を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- (1) 水防管理者は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「舞鶴市水防協力団体認定書」を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 当該水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6 その他

この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

【P46 第19章 水防協力団体 第4節】

資料41 舞鶴市水防協力団体指定申請書

舞鶴市水防協力団体指定申請書

年 月 日

舞鶴市水防管理者

舞 鶴 市 長 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

水防法第36条第1項及び舞鶴市水防協力団体指定要領4の規定に基づき、舞鶴市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体活動業務計画書」を添えて申請します。

【P46 第19章 水防協力団体 第4節】

資料42 水防協力団体活動業務計画書

水防協力団体活動業務計画書

下記の舞鶴市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。

- I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
  - 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
  - 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
  - 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
  - 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供  
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等  
( )
- III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
  - 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
  - 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
- IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
  - 1 舞鶴市が作成する洪水ハザードマップの配布
- V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
  - 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
- VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等
  - 1 水防団が開催する水防演習への参加
  - 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

( )

【P46 第19章 水防協力団体 第4節】

資料43 舞鶴市水防協力団体認定書

舞鶴市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所  
(事務所所在地)  
団体の名称  
代 表 者 様

舞鶴市水防管理者  
舞鶴市長

水防法第36条第1項及び舞鶴市水防協力団体指定要領4の規定に基づき、貴団体を舞鶴市水防協力団体に指定します。

## 【P46 第19章 水防協力団体 第4節】

### 資料44 舞鶴市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

#### 舞鶴市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

##### 1 趣旨

舞鶴市における水防活動は、舞鶴市水防計画に活動内容を明記しているところであるが、本市において水防協力団体を指定した際に水防活動を行う水防団（消防機関）と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

##### 2 水防団（消防機関）等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び舞鶴市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団（消防機関）による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

##### 3 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「舞鶴市水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

##### 4 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、舞鶴市水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「舞鶴市水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

##### 5 その他

この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成26年8月4日から施行する。

【P46 第19章 水防協力団体 第4節】

資料45 舞鶴市水防協力団体活動報告書

舞鶴市水防協力団体活動報告書

年 月 日

舞鶴市水防管理者

舞 鶴 市 長 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、舞鶴市における水防協力団体との水防協働活動実施要領3の規定に基づき提出します。